

## 【総論】

## 矢田貝家の歴史

二階堂行宣・板垣貴志・齋藤邦明・柳澤京子

## 1. 矢田貝家の来歴

矢田貝家が所在する上細見は、大山西麓、日野川右岸の沖積地に位置し、かつて伯耆国会見郡に属した。近世期には一貫して鳥取藩領であり、1701年(元禄14年)に細見村(のち吉定村)から分村して上細見村となった。村内を出雲街道が通り、日野郡と南境を接した。1834年(天保5年)の村高は281石4斗2升8合、幕末期の軒数・人数は36軒・145人であった。廃藩置県により1871年8月29日(新暦)からは鳥取県に属し、1873年12月の大区小区制施行時は鳥取県第12大区2小区であり、1876年8月21日に鳥根県、1881年9月12日には再び鳥取県に属した。1889年10月1日の市町村制施行時には大幡村大字上細見となり、1896年4月1日には会見郡・汗入郡合併により西伯郡に属した。その後、1955年3月31日に西伯郡岸本町、2005年1月1日には西伯郡伯耆町となり現在に至っている<sup>1</sup>。

矢田貝家に伝わる伝承によれば、同家は古くはたたら吹きに関係し、毛利家の家臣であったと言われ、近世初期に出雲地方より伯耆国日野郡花口村へ移住し、帰農した。その後、近世中期に日野郡大江村河下(旧溝口町大江、現伯耆町)に移り、近接する宮原村の地を開いていた大江氏の助けを借りつつ河下の地を開墾し、それに因み屋敷地周辺を大江村(大江新田)と称したという。本家は問屋・養蚕・製蠟・酒造などの事業で財を成し、近世後期から近代初期に最も栄えた。屋号は、花口在住時代から「清國屋」であった。現在も大江で続く矢田貝家の本家には、おそらく大江村に移住して以降の歴代当主の位牌が残されている。順に、與三兵衛(1698年〔元禄11年〕6月20日)、重助(1748年〔寛延元年〕11月2日)、儀右衛門(1741年〔寛保元年〕11月24日)、吉左衛門(1782年〔天明2年〕7月15日)、彦三郎(1795年〔寛政7年〕4月30日)、定太郎(1773年〔安永2年〕8月4日)、周蔵(1840年〔天保11年〕2月18日)、恵喜蔵(1854年〔嘉永7年〕4月30日)、恒八郎(1876年9月20日)、周一郎(1887年2月17日)、常三郎(1918年12月5日)、静睦(1937年3月9日)、一郎(2008年11月15日)となっている<sup>2</sup>。

花口には矢田貝家墓所(旧清国廃寺跡隣接)が現在も残されており、墓石等からは、文化年間までは一族が花口村に在住していたことが推察される(写真1)。矢田貝家の本家については周辺地域の町村史等に記

写真1 矢田貝家墓所(日南町花口)



出所：二階堂行宣撮影(2013年9月14日)。

載されているものがあるので、以下(1)～(4)に転載する。

(1)「旧家・名家」『日野郡史』<sup>3</sup>

花口、清國家 古くは清國と称したり、豪農にして屋敷跡花壇山の遺跡あり、墳墓に専属の寺屋敷を存す、以て當時を推すに難からず、天和二年清國與三右衛門は宗旨庄屋に貞享元年矢田貝久兵衛は大庄屋となれり(田辺家年々書留覚帳に依る)黒坂村矢田貝家の先なりといふ。

畑、矢田貝家(前述の如く花口矢田貝家の移住せるもの) 伯耆誌所載。「当主を久兵衛といふ。往古より一村の田畑屋敷に至るまで当家一戸に下札を給ひ、余の八戸は此れに附属す。故に八戸を名子百姓と呼べり。三代前伝兵衛といふもの鉄山用便のため、黒坂村に別家を構へて在りし頃、御巡見様の旅館に当り御褒美として御羽織御帷子の代金を給へり。太夫池田氏の證文あり。寛政元年のことなり。」因に同家は中菅矢田貝・畑の矢田貝に別れ、更に畑の矢田貝は二家となり、何れも役義勤務の家也。

(2)「鳥取県における小作権売買に関する調査」(鳥取県内務部、1929年3月)<sup>4</sup>

かくて地主の肚裏においても小作人と土地とは同一不可分に思料せられ、遂に小作権を承認するに至れるものあり、日野郡黒坂村大字中菅字畑村においてその適例あり、地主矢田貝某所有の田畑はその開墾当時より小作人においてその小作権を認められ、爾来永小作権の実態を具へたり、但し最近数年前矢田貝家は都合により他に転住し、その際土地を小作人に売却せり、黒坂村畑村の開墾は古く寛文年間より行はれたるものの如く、黒坂村は是によるに左の如し。

黒坂村是抜粋

畑村は往古は極めて寂莫たるものなりしが、寛文六午年八月現在矢田貝重三郎の祖先・五代目久兵衛なる者花口村(今の石見村の一大字)より畑村に移り、畑村沼田八兵衛より同村全部の土地を買入れ開墾に着手せり、慶安四年の御下札表を見るに該村の耕地は僅かに五反八畝六歩半・高六石四斗二合なりし、其の子孫亦五代目久兵衛の意思を續き開墾に従事し、第十代目の孫左衛門に至る六代間において墾成せし田畑八十六反廿九歩・石代六十一石五斗一升九合、文化元年十月御下札表戸数八戸に及べり、云々。

(3)「石見地域 地区の文化財」『続日南町史 地域編』<sup>5</sup>

旧花口分校灯籠

旧花口分校の入口横には灯籠が一基残っている。これは学校の灯籠ではなく昔からこの地に設置してある。かつてこの地周辺には日野郡の大庄屋を務めた清國家(矢田貝家)があり、その関係で灯籠が設置されたと伝えられている。旧花口分校の北側裏山には矢田貝家墓地と清國廢寺という寺の跡があり、この寺や墓地へ向かうための目印として設置され

た灯籠かもしれない。

#### 清国廃寺跡と矢田貝家の墓地群

清国寺(しょうこくじ)は、永福寺末寺として以前からあった廃寺を矢田貝家が再興(矢田貝家、山形家ともに清国寺壇頭)したものとされ、以前は寺域も大きかったが、矢田貝家、山形家の転住とともに衰退した。その後下石見の永福寺に吸収され御堂は荒廃し、明治初期頃までは青年などの集会所となっていたが、廃仏令によって競売、解体された。最後の御堂は小さいながらも豪華な格天井と、四国八十八か所の霊場が極彩色で描かれた数十枚の額が掲げられていたと伝わっている。〔「花口の遺跡を保存する会」看板より転載〕

#### 新左衛門の大石橋

平成二十二年(2010)、花口遺跡を保存する会が花口バス停下に「新左衛門の大橋由来」と題した看板を設置した。これには「花口集落の開祖に、遠く天正七年頃(1580年代)毛利家の末裔と称する者、かつて山陰道日野の郷花口に來住し、姓を矢田貝と名乗り、一村の土地を所有し、自らを『清国』と称した。水田開拓を行うとともに鉄山をも経営し現在の寺山に居を構え代々豪農として裕福このうえなき生活ぶりを発揮せるも…」と記されている。ここには新左衛門の大石橋が保存されていて、橋については次のようなことが記されている。

「元禄・宝永のころ、花見山黒谷に山津波起こり石と石が摩擦して火を放ち、花口の郷は濁流に見舞われた。清国矢田貝家の前を通る大原道路も玉島街道も、周辺一帯の人家も田畑も、跡形もなく白河原と化し、花口川に架かる橋もみな押し流され、その惨状は言語に絶するものであり、交通は不能にして住民すべて困窮する。この時にあたり清国矢田貝家の姻戚である石原村佐貫谷(現 神戸上洞集落)に住める田辺長者の好意により田辺家の作男で怪力の持ち主であった新左衛門(しんざあ)に橋の復旧を依頼したところ、一枚の大山石を橋にして架け、川向うの清国矢田貝家の要道並びに水田作道を完成させたという。その後約三百年間大水にも流されることが無かったそうである。」

長さ5.66メートル、幅1.24メートル、厚さ30~50センチメートルの自然石である。

#### (4)「矢田貝家墓地」(日南町花口の現地解説看板、「花口遺跡を保存する会」設置)

矢田貝家は江戸時代初期(寛永年間)頃2代目矢田貝久兵衛が出雲地方より移住したものとされている。たたら、砂鉄取り引き、金屋(鑄物工場)等により経済力に富んだ他に比肩を許さない地方の豪族であり大庄屋を兼ねた。又黒坂には店を構え、その利便の為4代目(1690年代?)頃分派して花口と畑村(初代は花口4代と同一人)に分かれた。花口矢田貝家も5代、6代を最盛期として7代目(年代不詳)頃、畑村矢田貝家と統合の為転住、後年更に溝口方面へ転居している。花口矢田貝家7代の転住を受けて、池田屋(大上山形家の支流、村庄屋)が矢田貝の屋敷全てを所有したが、花口強訴騒動(村民による藩への上訴)が発生し、池田屋(山形本家)と生田家(山形分家)は共に3代にして旧駒崎村

(上石見)に転居した。

当墓地には山形家初代定右衛門他も共に葬られている。関連の遺跡として旧花口分校玄関横に有る石灯籠は池田屋(山形家2代喜兵衛)が花口神社に奉獻した二基中の一基とされ寛政年間(1770~1790頃?)頃の物として伝わっている。

## 2. 矢田貝家の当主と家族たち

幕末期になると、矢田貝本家の恵喜蔵の四男・齊一郎(佐一郎、佐市郎)が、兄二人(禮蔵、慶蔵)とともに順次分家し、1854年(嘉永7年)頃、現在屋敷がある上細見村486番地に居を構えた。これが上細見の矢田貝家の始まりである<sup>6</sup>。矢田貝家の略系図を図1に示す。

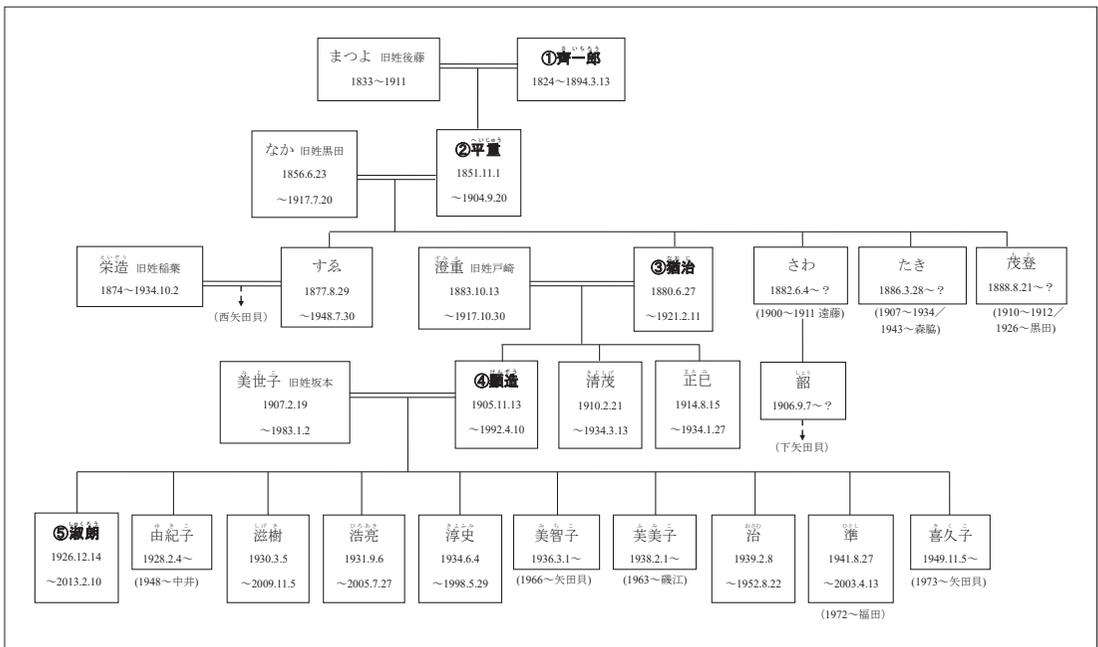
矢田貝家の家業の実態は未だ明らかになっていないところが多いが、分家直後は行商や醸造業、貸金行等により家産を拡大し、第3代・猶治の代までには小作地経営に収斂していったことが窺える。以下、矢田貝家の家族と家業について、その概要を示す。

### (1) 初代・齊一郎

初代・齊一郎(佐一郎、佐市郎)は、1824年(文政7年)2月4日に日野郡大江村矢田貝恵喜蔵の四男として生まれた(写真2)。兄に恒八郎、禮蔵(中矢として分家)、慶蔵(新矢として分家)がいた。本家筋が名乗っていた清國屋のほか、倉矢、倉屋、久良屋などを屋号とした。1894年3月13日に満70歳で没した。

齊一郎の妻・まつよ(1833年~1911年12月3日)は、会見郡東千田村の後藤弥右衛門長女で

図1 矢田貝家略系図



出所：二階堂行宣作成。

あった(写真3)。二人の間には長男・平重が誕生したが、平重以外の子女については明らかになっていない。

本誌所収の柳澤論考によれば、齊一郎は1845年頃、根雨の近藤本家で奉公していたが、何らかの事情で大坂に出奔し、近藤家の大坂支店だった備前屋に住み込みで勤めるようになった。兄・恒八郎(当時の名は恒右衛門)らの強い説得により帰郷した後は、本家の家業に従事し、大江村の組頭を務めた<sup>7</sup>。1854年(嘉永7年)に上細見・上野・立岩の土地を上細見村の直右衛門ほか2名から買い受けて分家し、上細見へと関係地を広げていった<sup>8</sup>。本誌所収の藤木論考によれば、矢田貝家に残された家相図や、主屋厨子2階の棟札に1854年(嘉永7年)の記載があることから、この頃に上細見の主屋も普請されたものと見られる<sup>9</sup>。1856年(安政3年)の田畑名寄帳によると、所有地は9反4歩であった<sup>10</sup>。その後、田畑・山林を次々と購入して所有地を増やし、1857年(安政4年)以降は大山寺領の子院(観解院・養心院など)から年貢取立を委任され、醤油・塩・傘・草鞋などの生活必需品を納入するようになった<sup>11</sup>。1858年(安政5年)には蠟座の出願・許可を鳥取藩に出し、許可を受け、蠟燭の取引を開始した<sup>12</sup>。

明治に入ると、齊一郎は再度、蠟座の願出を行っており(1871年1月)、また同じ年には醤油に関する許可も取得している<sup>13</sup>。この頃、矢田貝家は齊一郎を当主としつつも、長男の平重も家の経営に関わるようになった。平重は1873年に大江村の用掛になり<sup>14</sup>、翌年には大江・上野・清山三村の戸長を命じられている<sup>15</sup>。1875年、政府が酒類税則を定めると、平重は「清酒醸造活板御布告」を作成した<sup>16</sup>。おそらくこの後、1875年から1877年の間に、矢田貝家も酒造業に参画したと思われる。少なくとも1878年には清酒醸造税を支払っており<sup>17</sup>、翌1879年には「酒造用日記」を作成し<sup>18</sup>、酒醸造を本格化させている。また、この時の家相図が残されているが、主屋の増築と共に、建屋と土蔵を新築しており<sup>19</sup>、醸造業の開始と符牒が合う。醤油についても1882年には酒と共に注文書を受け付けていることから、酒醸造と同時期に開始したと推察される<sup>20</sup>。

なお、齊一郎は、本家当主・周一郎の借金保証人になっていたが、周一郎の破産(1882年6月)によって弁償責任を問われかねない事態となった。そのため1883年9月19日、汗入会見郡長・森田幹宛に「長男分家届」を提出し、長男平重・なか夫妻、孫長男猶治、孫次女さわを分家し、孫長女すゑを相続人とした。その際、矢田貝家の財産は動産・不動産を問わず平重に譲渡し、家督を平重に譲った。そして、齊一郎はわずかに山林を有するのみとして分家し、以後は自宅の一隅に居住した<sup>21</sup>。この家産譲渡に関連して、「家屋譲渡証」が残されており<sup>22</sup>、邸内に

写真2 矢田貝齊一郎肖像画



出所：矢田貝家所蔵。

注：作成時期不肖。箱書には「北斗筆 齊一郎翁」とある。

は土蔵、炭納屋、作業場、隠居屋敷、味噌蔵、厩圀、塹置場が新たに造られていたことが見てとれる。

## (2) 第2代・平重

第2代・平重は、齊一郎の長男である。1851年(嘉永4年)11月1日に生まれ、1904年9月20日に満53歳で没した。本号所収の富善論考によれば、幼名は熊之助であったと思われる<sup>23</sup>。

### ①平重の事績

明治期に出版された山陰地域の名士伝によれば、平重について次のように記述されている<sup>24</sup>。

君は鳥取県の大地主にして伯耆国西伯郡大幡村の人、厳父を佐一郎氏と曰ひ君は実に其嫡男たり、屋号を久良屋と称し酒類醸造業を営み、資材裕富、郷党に推重せられ家素と微々として振はざりしが、先代佐一郎氏よく商事に努め、苦心経営を重て業務に励精せしより商業其図に当り江湖に信用を博し、大に資財を増殖して家聲頓に揚れり、君又父の志を継ぎ勤儉自を守り専心酒類の精醸に勉め、傍ら生産殖利の道を講究して安逸足れりとせず、家事内外常に措置宜しきを失はず、桔据経営遺算なかりしかば資産積んで巨万をなし、遂に大地主の榮班に列し郡内屈指の富豪家を以て目さるるに至る、斯く鉅大の富榮を一身に鍾め其令名愈々顕はる、然る所以のものは君等父子が胆略機敏に依ると雖も、好運の然をしむる所又能く艱難を忍び辛苦経営したるの結果に外ならず、而も門地の助あるにあらず、遺産の力あるにあらず、微々たる小売より身を起し発軫定まりなき商界に投じ輸贏を利争の巷に競ひ、艱難辛苦に堪へ誠実を以て万障を排除し功成り志遂げて盛名を遠近に轟かす、実に偉なりと称すへし、而るに君命運薄く偶々病魔に冒され昨年の秋五十四歳を一期とし遂に遠逝す、悼むべし

齊一郎の活動で確認したように、矢田貝家は明治10年前後から酒・醤油の醸造に関わるようになり、1883年に平重が家督を相続した後、小作地経営と醸造業を軸として事業を拡大させていった。県下で「鳥取県汗会日三郡酒造組合」が組織された際、平重は設立時から関わっていた<sup>25</sup>。また、1890年代から「矢田貝質店」<sup>26</sup>、「矢田貝合名会社」<sup>27</sup>、「矢田貝酒店」<sup>28</sup>などと名乗るようになったが、正式に会社設立の手続きを取ったのは1898年であった<sup>29</sup>。矢田貝家の敷地内でも、1880年代後半頃までに油製造所、酒蔵(2棟)、醤油蔵が建てられていた<sup>30</sup>。しかしながら、この合名会社は長くは続かず、平重の死去とともに1904年に解散した<sup>31</sup>。

酒・醤油の製造免許についても、平重の死後に後継の猶治が取り消しの申請を行っていた<sup>32</sup>。ただし、この免許取り消しと同時に猶治の名で免許を再取得しており<sup>33</sup>、平重死後にも酒・醤油関係の史料が矢田貝家に残されていることがわかる。ここから、平重の死を契機に矢田貝家は事業としての酒・醤油製造からは撤退したが、小規模な醸造自体は継続していたものと見られる。また平重は、1897年に鳥取県で最初の貯蓄銀行である中国貯蓄銀行の設立にも関わり、同行の取締役兼株主であった<sup>34</sup>。このほか、平重は大幡村の村議会議員を生涯に3期勤めたが、

3期目の任期満了を前に死去した<sup>35</sup>。

平重に関わるエピソードとして、四女である茂登の回想では、1890年代頃、矢田貝家に武装した強盗が入り、家族が押し入れに逃げ込む中で平重は格闘し、手指の何本かを失う大怪我を負ったという<sup>36</sup>。

## ②平重の家族(写真3、写真4)

平重の妻・なかは、会見郡今在家村の黒田文蔵長女として1856年6月23日に生まれ、1917年7月20日に没した。婚姻時期は不明であるが、戸籍によれば「明治五年以前に入籍」とある。

平重の子女として、長女・すゑ、長男・猶治(第3代当主)、次女・さわ、三女・たき、四女・茂登がいた。なお、墓所には栄治という名の「童子」の墓石(1875年8月31日没)が残されており、平重には夭折した第一子がいたものと推察される。また、養子に栄造(すゑの夫、旧姓稲葉、のち分家)、こう(西伯郡手間村の門脇休三郎娘、1902年1月25日入籍、1904年5月30日協議離婚)がいた。

平重の長女・すゑは、1877年8月29日に生まれ、1948年7月30日に没した。前述のように、すゑは1883年9月18日の齊一郎分家によって矢田貝家の相続人となり、その後矢田貝栄造を婿に迎えた。栄造は1874年(月日不詳)、鳥根県鳥根郡(のち八束郡)朝酌村大字福富の稲場家に

写真3 矢田貝猶治と家族たち(明治末期)



出所：矢田貝家文書 Y-65-13-1

注：明治末期撮影。前列左より、克己(すゑ次男)、閑江(同長女)、節三(同三男)、喬一郎(同長男)。中列左より、さわ、韶(赤子)、なか、八重子(たき長女/赤子)、澄重、顯造(赤子)、すゑ。後列左より、たき、まつよ、猶治、茂登。

写真4 矢田貝顯造と親族たち(昭和初期)



出所：矢田貝家文書 Y-65-13-1

注：表庭にて1927年頃撮影。前列左より、茂登、坂本テリ(美世子母)、美世子、淑朗(赤子)、正巳。後列左より、戸崎政太郎(澄重の義兄)、細田案山子(美世子の義兄)、黒田正雄(茂登の夫)、顯造、栄造。

生まれ、1894年7月、旧制島根県立工業学校修道館を卒業した<sup>37</sup>。すゑとの婚姻を機に矢田貝姓となり、三男三女(喬一郎、克己、閑江、節三、三枝、浪江)を儲けた。一時は平重の後継者と目され、数々の取引書類に名前が見られたが、矢田貝合名会社に関わるすべてを栄造から平重に譲る取り決めがなされており(年代不詳)、この時点で平重の後継者から外されたと考えられる<sup>38</sup>。やがて別家(「西矢田貝家」と通称、上細見45番地)を立て、1934年10月2日に死去した。栄造は大幡村村議会議員を4期務めたほか、大幡村の助役や村長(第5代)も務めるなど、公職歴が豊富であった<sup>39</sup>。また、若くして当主となった第4代・顯造は栄造を「西伯父」と呼び、家計や邸内造営についてよく相談するなど、頼りにしていた時期があった<sup>40</sup>。先述の山陰地域の名士伝によれば、矢田貝栄造は次のように記述されている<sup>41</sup>。

分家栄蔵(ママ)氏年齢三旬余、夙に普通学を研修し敏才を以て自家の整理を治め、傍を本家の家事内外に専心奮闘、多年忠実に精勤し、矢田貝家の功労者として世人に令聞を博せりと云ふ

平重の次女・さわ(佐和)は1882年6月4日に生まれ、1900年11月15日に西伯郡彦名村の遠藤傳と婚姻して長女の詔(1904年9月7日～?)を産んだ。しかし、1902年、傳は東京での法學研究のため別居を申し出たため、さわは傳の父である遠藤春彦の戸籍に「婦」(戸主以外の

家族の配偶者の意)として入った。1910年1月25日、韶とともに遠藤さわとして矢田貝平重の戸籍に復し、翌1911年1月11日には遠藤姓のまま矢田貝家敷地内に分家を立てた。しかし、同年1月31日にはこれを廃家し、矢田貝平重の戸籍へ矢田貝さわとして再び復した後、2月1日に分家するなど、さわ一家の矢田貝家への復帰は複雑な手続きを取った。さわ一家は矢田貝家近隣の上細見462番地に家を構えて「下矢田貝家」と通称され、菓子などを売って生計を立てたが、暮らし向きは苦しく、猶治や顯造が常に補助したという。昭和初年頃、韶は矢田貝家の借家人であった吉城某との間に、長男・泰男を儲けた。これを機に、さわ一家は下矢田貝の屋敷を去り、根雨方面へ転居した。さわは話上手な女性で、顯造の子女にもおとぎ話などをするなど慕われていたという<sup>42</sup>。没年は不詳である。

平重の三女・たきは、1886年3月28日に生まれた。1907年1月25日、松江市雑賀町の森脇新寿郎と婚姻し、二男一女(長女・八重子、長男・良平、次男・清三)を儲けるが、1934年12月27日に離縁して実家である顯造の戸籍に復した。しばらく同居したのち、大山寺の支院である蓮浄院にて宿坊の補助などをして暮らしていたというが、1943年11月1日、再度森脇家(森脇玄宗家、玄宗は長男・良平の出家名か)の戸籍へ復した。たきは口数は少ないが家事が上手な女性で、たびたび大山から矢田貝家に手伝いに来るなどしていたという。没年は不詳である。

平重の四女・茂登は、1888年8月21日に生まれた。松江市立高等女学校の教員を経て、1910年3月9日、西伯郡今在家村の黒田正雄(母・なかの実家か)と婚姻したが、1912年1月31日に夫と離縁した。その後、黒田家との間の借金トラブルが顕在化し、兄の猶治を困惑させた。1914年の春ごろ、茂登は東京・調布に住んでいた正雄のもとへ家出し、兄猶治に雑貨店の起業資金2500円の貸与を迫った<sup>43</sup>。その後、1915年1月22日、正雄との再婚届を猶治のもとへ送付し(猶治は受理を拒否)、12月には長男を出産した(茂登は長男・和雄、長女・登志子、次男・嵩を産んだ)。1916年には、数度にわたり玩具店の開業資金の貸与を猶治に迫るものの、猶治からの反応はなかった。1926年11月20日、正式に正雄と再婚し、実家である矢田貝家の戸籍から離れた。その後、茂登一家は米子市東倉吉町に住み、和雄の代まで時計や電気機器などの販売店を営みながら生計を立てていたといい、顯造の代には実家との交流が復活したという<sup>44</sup>。

### (3) 第3代・猶治

第3代・猶治(写真3)は、平重の長男として1880年6月27日に生まれ、1899年3月に鳥取県尋常中学校を卒業し、家業に携わるようになった。1921年2月11日に満40歳で死去した。

#### ① 猶治の事績

前出の名士伝では、猶治を次のように記述している<sup>45</sup>。

継嗣猶治氏年齢二十有六、夙に学を好みすでに中学の科程を卒へ才学非凡に卓出す、嚴父の死後弱冠にして家督を承けよく家政を理め、世の濁流に染まず家運の振興に専心力を盡せり、因に記す

猶治は平重死後に家督を継いで、小作地経営・醸造業・株式投資などで家産を維持していた。しかしながら、猶治の代の醸造業は順調ではなかったようで、税務署からの度重なる呼び出しや<sup>46</sup>、酒造組合の組合費滞納などの史料が残されている<sup>47</sup>。1912年9月、猶治は酒造・醤油醸造の廃業届を米子税務署へ提出し、矢田貝家は酒・醤油の製造から完全に撤退することとなった<sup>48</sup>。

一方で、平重時代から開始していた株式投資については、猶治の代になり、投資対象・規模を拡大させていた。平重時代には中国貯蓄銀行、米子銀行への投資に限られていたが、猶治の代になると、それらに加え、山陰電気株式会社、山陰製糸株式会社、山陰道瓦斯株式会社、米子家畜市場株式会社、関西瓦斯株式会社、鳥取農工銀行などへの出資が確認できる。また中国貯蓄銀行については、平重に続いて猶治も取締役となっていた（ただし猶治は1916年に取締役を辞任している）<sup>49</sup>。猶治は結果的に、平重の時代に拡大していた製造事業を整理する一方で、地主経営や金融業へと家業を収斂させる役割を果たした。

猶治は大幡村の村会議員を満27歳から3期勤めるなど、若年時から村政にも関与していた<sup>50</sup>。しかし、3期目の任期中である1920年5月14日に辞職し、1921年2月11日に満40歳で没した。長期にわたる入院治療等はなく、脳卒中など急激な体調変化が死因と伝えられている<sup>51</sup>。

## ②猶治の家族(写真3、写真5)

猶治の妻・澄重は、1883年10月13日、東伯郡長瀬村・戸崎雄治郎の次女として生まれ、1904年10月13日に猶治と婚姻した。戸崎家は長瀬村で郵便局を営む家であり、澄重の姉妹は涌島家、市橋家、中井家など、東伯・西伯地域における有力地主家へ嫁いでいた。矢田貝家と戸崎家との良好な関係は、その後、猶治の子女や孫世代の代まで続き、互いに訪問し合った際の写真や書簡が矢田貝家には多数残されている。

猶治と澄重との間には、長男・顯造(第4代)、次男・清茂、三男・正巳が生まれた。正巳を妊娠中、澄重に悪性腫瘍が発見されたことから、1914年5月～9月にかけて手術のため京都帝国大学附属病院に入院し、その間に正巳を出産した。しかしその後、病状は足を切断するまでに悪化し、澄重は1917年10月30日に満34歳で没した<sup>52</sup>。

猶治の次男・清茂は、1910年2月21日に生まれ、米子中学校を卒業後、1926年4月に岡山の第六高等学校に入学した。しかし、第1学年中に肋膜炎を患い休学した。1928年4月、第2学年へ進級し、寮から下宿に出てボート部へ入部したが、1929年3月に病気が再発

写真5 矢田貝顯造と弟たち(昭和初期)



出所：矢田貝家文書 Y-65-13-1

注：表庭にて1928年1月3日撮影。前列、美世子、淑朗(赤子)。後列左より、正巳、顯造、清茂。

し、再度休学の上帰郷した。1930年2月に病後復帰し、学力を考慮して、京都帝国大学農学部林学科に無試験で進学して実習などに励んだ。しかし、1932年4月20日、京都の下宿で大量吐血し、京大附属病院に入院した。8月26日に帰郷し、自宅の離れで療養に入るが、それ以前より授業料を滞納しており、11月30日には京大から「農学部学生・矢田貝清茂、授業料未納につき除名」の通告を受けた。1934年3月13日、弟・正巳の死去のわずか2か月後、結核のため自宅で死去した<sup>53</sup>。

猶治の三男・正巳は、母・澄重が治療のため京都帝国大学附属病院に入院中の1914年8月15日、同病院にて生まれた。米子中学校に入学するが、肺結核に罹患し、1931年5月に米子の病院で手術を受けたが、体調は回復しなかった。1932年3月、米子中学校を卒業するが、4月から長期入院に入り、1933年からは小康状態となったため自宅の離れで療養した。しかし同年12月に病状が再発し、1934年1月27日に死去した<sup>54</sup>。

#### (4) 第4代・顯造

第4代・顯造は猶治の長男として1905年11月13日に生まれ、1992年4月10日に満86歳で没した(写真4、写真5、写真6、写真7)。

##### ①戦前から公職追放期における顯造の事績

1921年3月12日、顯造は父・猶治の死去により満16歳で家督を相続したが、成年に達する

写真6 矢田貝顯造と家族たち(昭和初期)



出所：矢田貝家文書 Y-65-14

注：表庭にて1936年頃撮影。左より、淑朗、滋樹、顯造、浩亮、淳史、美智子、美世子、由紀子。

1925年11月12日までは、叔母の矢田貝さわが後見人となった<sup>55</sup>。米子中学校を卒業後、1925年12月24日、松江高等学校在学中に坂本美世子と婚姻し<sup>56</sup>、1926年3月に同校を卒業した。同年4月、京都帝国大学法学部に進学するが、家事都合のため一日も登校することなく、1927年7月に除籍された<sup>57</sup>。

以後、顯造は家業に専念するも、1934年に二人の弟(清茂・正巳)が相次いで病没するなど孤独を深めた。その一方で、大幡村上細見区長(1933年～35年、1940年～44年)、大幡村学務委員(1933年～46年)等を務め、地域市政の指導者として次第に重きを置かれる存在となった。1933年以降は大幡村村会議員のほか<sup>58</sup>、大日本翼賛壮年団の大幡村団長を歴任し、これが戦後の公職追放につながるようになった<sup>59</sup>。

顯造時代の矢田貝家は、父・猶治の家業・家産を継いで、小作地経営と株式投資が中心であった<sup>60</sup>。しかしながら、顯造が家督を継いでわずか数年のうちに昭和恐慌に遭い、株式の大半と山林の一部を売却し、小作地経営に特化していった。また小作地経営においても、居村の大幡村では小作争議は生じなかったものの、矢田貝家の関係地のある西伯郡の各地において争議が頻発し、小作地経営も常に争議に脅かされ、小作人との関係調整に追われる状況となった<sup>61</sup>。ただし、多くの地主がそうであったように、基本的に矢田貝家の所有地は農地改革までほぼ維持されていた。

顯造は、家業である小作地経営に並行して、屋敷および庭園の再整備に精力的に取り組んだ。本誌所収の藤木論考でも分析されたように、矢田貝家の屋敷は、初代・齊一郎が1854年に建造した主屋を中心に、土蔵や酒蔵など家業に関連した建造物が順次増築されたもので、第3代・猶治の時代にかけて表庭も概成していた。これに対して顯造は、屋敷地を東方および南方へ拡大し、庭園や建造物を再整備するとともに、邸内に水の流れを作り、観賞用の表庭と露地(茶室)、さらには家族空間としての裏庭までを含む、広大な回遊式庭園を新たに構想し、これを自らの手で造成すべく、昭和初期以降10年以上にわたって邸内の大規模工事に着手した<sup>62</sup>。

このような邸内の再整備は、顯造自らが学んだ文化や教養に基づくものであった。顯造は特に、菅茶山や頼山陽などの儒学思想や、その背景となっていた文人趣味(中国由来の水墨画・書・煎茶など)を好み、関連する書画や茶器類などの骨董類を積極的に収集した<sup>63</sup>。そして、自邸を菅茶山の旧居にちなんで「細澗書堂」と命名した<sup>64</sup>。

このように、昭和期以降の顯造は、文人思想を豊かに発現させた回遊式庭園と、その周辺に点在する茶室・東屋(四阿)・待合などの建造物を造営することに傾倒した。「矢田貝顯造日記」からは、邸内の整備は1941年頃まで断続的に続いたことが窺え、長男・淑朗や長女・由紀子の回想によれば、当時の邸内には大工や植木職人、石工などが頻繁に出入りし、家族との交流も密であったという<sup>65</sup>。

上述したように、終戦後、顯造は公職追放の対象となり、その中で農地改革が実施された。矢田貝家は20町歩近くあった土地のほとんどを失い、自宅近くの3反歩を残して、顯造自らが耕作したほか、慣れない商売を始めるなどして、辛うじて糊口を凌いだ<sup>66</sup>。東京大学(東京帝国大学)に在学中であった顯造の長男・淑朗は、当時の様子を以下のように回想した<sup>67</sup>。

東京の大学に行って初めての夏休みに鳥取の家に帰ったら、親父が部屋で茶を点てながら「うちも農地解放で田んぼがなくなるし、どうしたらよいものだろうか」と言ったんです。(中略) 親父は子供も多いし、家は大きかったし、本当に困り果てていたと思いますね。親父がそういう相談を持ちかけてくることはまずなかった。(中略) 自分が耕す3反を残して、あとは全部無償に近い価格で取られてしまった。(中略) それで、うちから近くて通いやすい場所の3反の田んぼだけ残して、親父は慣れない百姓仕事をやっていました。周りの小作人だった人たちにいろいろ教わって、耕すときの牛を借りたりして、苦勞したと思います。親父は寄付をしたり、村のためにもいろいろ世話をしているのに、農地解放の後には元小作の人からすれば「憎き地主」になってくるわけですから、随分つらい思いをしたと思う。例えばね、日曜日にも我々は稲干しとか稲刈りをやらざるを得ないんです。慣れていませんから。ところが作業をしていると、周りの百姓は「日曜は働くな」と言って、夜中のうちにせっかく干した稲の干し台を根元から切って倒すなんていう意地悪をする。それで「矢田貝は休みの日に働いたからけしからん」と、村の地蔵さんを2体、重いのにわざわざ玄関先にドスン、ドスンと担いで、置いていくんです。それを矢田貝の家族が元にあった場所に、酒をいくらか供えてお返ししなければいけない。そうせざるを得ないように仕向けてくるんですね。親父はそれに対して、「せっかくいいものをくれたから、庭に飾っておけ」と言って返さなかった。そのうちに部落の区長が来て、「地蔵さんをぜひ、返してやってくれませんか」と言う。いい気なもんですよ(笑)

また、長女の由紀子によれば、1950年代初頭の矢田貝家は税金や公共料金の支払さえ滞納するほどの苦境に陥り、赤札が家財道具に貼られるなど、動産執行(差し押さえ)の危機にあった。そのため由紀子は顯造から懇願され、婚家先から50万円ほどを用立てて送金したという<sup>68</sup>。

## ②公職復帰後の顯造の事績

1955年3月31日、西伯郡大幡村、西伯郡幡郷村、日野郡八郷村の3村が合併し、新たに西伯郡岸本町が発足した。公職追放が解除された後の矢田貝顯造は、岸本町の公民館運営審議会委員(1955年8月1日～1959年3月31日)、民生委員(1956年12月1日～1967年4月30日)、市町村建設審議会委員(1959年6月5日～1961年6月4日)、教育委員会委員長(1960年10月1日～1963年4月6日)など、次第に公職へと復帰した。1963年4月30日に岸本町議会議員に当選すると、直後の5月13日から第3代町議会議長に就任し、1967年4月20日まで務めた。そして、1967年4月30日には第4代岸本町長となり、病気を理由に1976年2月21日に辞職するまでの間、3期(8年10か月)にわたって町長職を担った。

顯造は町長在任中、道路整備や河川整備を計画的に進め、町道の改良・舗装や木橋の架け替えを完了させたほか、日野川をはじめとする河川改修に取り組み、さらには簡易水道の完備に対しては私有地を提供するほどの熱意を示した。また、八郷小学校の新築工事や、各校の体育館・プール・運動場の整備に尽力し、中央公民館をはじめとする町民施設の充実にも取り組んだ。このほか、圃場整備事業(大原千町地区など)、保健婦採用による町民健康施策、老人福

祉政策、保育所（3カ所）の新規設置、公衆衛生状況の改善など、多様な政策を推進した。また、鳥取県西部町村会会長（1973年4月1日～1975年3月31日）、鳥取県町村会副会長（1975年6月5日～1976年2月21日）など県内自治関係の要職も担い、建設省出身の県知事・石破二郎（在任：1958年12月3日～1974年2月22日）とは特に懇意の間柄であった<sup>69</sup>。

1975年9月3日、顯造は突然脳梗塞を発症し、後遺症により日常生活に支障が生じる事態となった。そのため翌1976年2月16日に岸本町長を退任し、自宅で療養生活に入った。1978年4月29日、「永年にわたり町長、町議会議員として、地方自治の育成、発展に貢献し特に功績顕著」として勲五等瑞宝章を受章した。1983年1月2日に妻・美世子に先立たれた後は、顯造の子女や親戚が交代で矢田貝家に泊まり込み、同居しながら介護生活を送ることとなった。しかし家族の負担が増加したため、1985年4月22日、長男・淑朗が在住する東京に転居し、介護施設へ入居して余生を過ごした。顯造は1992年4月10日、東京にて病没し、同日をもって従六位に叙された<sup>70</sup>。

顯造の性格について、淑朗は「はっきり言えば厳格、今にして思えば厳格過ぎたんじゃないかというくらいの人でした。10代半ばの頃に両親を亡くした関係もあっただろうし、親族間でいろいろ問題があって、甘えて育った経験もしたことがなかっただろうから、自分の子供には厳し過ぎるほど厳しい人というかね。おそらく自身が苦勞して育ったということで、厳格過ぎる性格になったのではないかと思う」と回想している。また、家計や家政については、「親父が全部やっていました。だから母親も金銭は扱っていない。仏間の隣の部屋が親父の部屋で、普段はそこに籠もって、火鉢で鉄瓶にお湯を沸かして煎茶を飲みながら、なかなか寄せ付けないう困気だった」と述べている<sup>71</sup>。一方で、戦前期の顯造の日記からは、同世代の村人や小作人たちと交流を深めていく様子がたびたび読み取れるほか、戦後の岸本町長時代の顯造は気さくな人柄で知られ、職員たちを自宅に招き、麻雀などの遊興をともに楽しむなど、他人に親しまれる一面もあったという。叙勲時の功績調査には「資性温厚、志操堅固にして、人格高潔円満識見に優れ、事に際しては常に献身、積極的に取り組み、私生活においても清廉で社会的信望は極めて厚い」と記されている<sup>72</sup>。

### ③顯造の家族

顯造の妻・美世子は、鳥根県簸川郡塩冶村・坂本元吉の次女として1907年2月19日に生まれた（写真4、写真5、写真6、写真7）。坂本家は当地の地主であり、美世子の長姉・文子は松江の細田家（政治家・細田吉蔵の実家）に嫁いだ。美世子は邸内の草むしりを好むなど穏やかな性格で、長男の淑朗は「母はおとなしい人で、親父がああいう厳格過ぎる人なのに『よく我慢ができたな』と思うほど、じっと耐えたという女性だった」と回想している<sup>73</sup>。

顯造と美世子は、六男四女、合計10名の子女に恵まれた（写真6、写真7）。このうち9名は戦前期の出生であるが、前述のように、農地改革により矢田貝家の所有地が激減し、かつ顯造自身が公職追放となった後に、子女たちは進学時期を順次迎えた。そのため矢田貝家においては、生活費に加え、学費の捻出が重大な問題となった。公職追放期間中の顯造は、戦前に収集した書画・骨董類を切り売りしながら学費をやり繰りしていたという<sup>74</sup>。この時期には、

1949年に四女(末子)の喜久子が誕生しているが、五男の治は1952年、食中毒のため満13歳の若さで逝去した。

矢田貝家には、顯造一家を写した写真類が多く残されており、中でも顯造が心血を注いで造営した庭園で写したものが目立つ(写真5、写真6、写真7)。また、母・澄重の実家である戸崎家や、妻・美世子の実家である坂本家の家族、さらにはその婚家先や実家の構成員など、親戚・縁戚相互間の訪問も頻繁であることが所蔵写真からは窺える(写真4)。ここからは、山陰地域における婚姻関係を通じたネットワークの強固さを垣間見ることができる。

戦後、顯造が町の公職へと次第に復帰すると、矢田貝家の暮らしもようやく上向くこととなった。その間、美世子は主婦として顯造を支え、顯造が病に倒れた後は介護に献身した。しかし、1982年の大晦日に脳梗塞で昏倒し、直後の翌1983年1月2日、顯造を残して病没した。

### (5) 第5代・淑朗

第5代・淑朗は、顯造の長男として1926年12月14日に生まれ、2013年2月10日に満87歳で没した(写真8)。

#### ① 淑朗の経歴

淑朗は1944年3月に米子中学校を卒業後、4月に父・顯造と同じく松江高等学校文科乙類に

写真7 矢田貝顯造と家族たち(戦時期)



出所：矢田貝家文書 Y-65-22

注：露地(茶庭)にて1942年頃撮影。前列左より、美美子、治、淳史、美智子、浩亮、滋樹。後列左より、由紀子、顯造、美世子、準(赤子)、淑朗。

写真8 矢田貝淑朗



出所：矢田貝家文書 Y-65-22

注：東京大学在学時代。

入学し、戦後の1947年3月に卒業した。その後、1947年4月に東京帝国大学法学部法律学科に進み、1951年3月に卒業した。淑朗が矢田貝家で暮らしたのは、出生から米子中学校を卒業する1944年までの約18年間であった。

1951年4月、淑朗は日本国有鉄道(国鉄)に入庁し、いわゆる事務系のキャリア職員となった<sup>75</sup>。国鉄では貨物営業、経理、資材などの業務において幹部を歴任したほか、東海道新幹線計画が始動した1958年3月から1959年7月までは、本社幹線調査室(のち幹線局)の初代総括補佐を務め、黎明期の東海道新幹線建設業務を補佐した。この間、淑朗は1957年6月18日に境港市在住の瀧川民子(1931年1月8日生まれ)と婚姻し、一女(和子)を儲けた。また、1968年2月からの1年間は本社貨物局設備課長に就任し、大規模な投資を伴う鉄道貨物輸送の近代化計画に参画した。このときの業務経験を活かす形で、1970年9月には鉄道コンテナと集配トラック間の荷役業務を効率化する独自の方法「三円方式」を考案し、これを特許出願するなど、淑朗は国鉄の貨物部門内で目立った活躍を見せた。しかしこの荷役方法は正式な採用までには至らず、1975年10月1日、近畿地方自動車局長を最後に国鉄を退職した<sup>76</sup>。

国鉄退職後の淑朗は、財団法人運輸調査局参与を経て、1977年4月に鉄道貨物運輸業を主業とする福島臨海鉄道株式会社(本社：いわき市小名浜)に入社した。同社では常務取締役、専務取締役、代表取締役社長を歴任し、1997年6月に社長を退任した。この間の同社は、1980年代以降の国鉄経営合理化に伴う貨物鉄道輸送量の激減に直面したが、淑朗のもとで自動車部門の抜本強化による経営再建を図り、分社化していた自動車部門を本社へ再統合し、食塩・化成品・海上コンテナなど新規需要を積極的に開拓するなど、独自の経営戦略を展開した<sup>77</sup>。これは、鉄道事業者がトラック運輸部門を直営・強化するという点で、全国的にも珍しい取り組みとして知られ、同社は経営を立て直すことに成功した。これらの功績により、淑朗は1995年10月14日、鉄道関係功労者運輸大臣表彰(鉄道事業振興関係)を受けた。

## ②淑朗時代の矢田貝家<sup>78</sup>

1975年9月3日に脳梗塞で倒れた顯造は、岸本町長を辞職し自宅で療養生活に入った。しかし、看病していた顯造の妻・美世子が1983年1月2日に没すると、顯造は淑朗一家を頼って1985年4月22日に上京し、矢田貝家は空き家となった。無人となった邸内は、淑朗の負担により、地元の知人・業者に委託管理する形で維持がなされていたが、建造物の劣化が次第に進み、1988年から1991年にかけて米蔵、大工小屋、木小屋、油小屋、水車小屋などが順次解体された。また、1989年2月には盗難事件が発生し、土蔵に所蔵されていた書画骨董類が盗まれる被害を受けた。

1992年4月10日、顯造が東京で没すると、矢田貝家の家屋・庭園の相続や、これを維持し続ける場合の管理方法が家族・親族間で大きな問題となった。協議の結果、淑朗が家屋などを相続するが、成人した顯造の男子5名(淑朗、滋樹、浩亮、淳史、準)を中心として「細見維持会」を結成し、兄弟姉妹が共同で維持費を負担することで淑朗の負担を軽減する方策が提案され、家屋敷の破壊や売却を伴う分割清算を回避することとなった。この維持会は1993年10月9日に発足した。しかし、白蟻被害や雪害などによる建造物劣化が相次ぎ、建物の修理・解体費が高

んだほか、屋敷の玄関前を走る国道181号線の改修工事や、集落内農業用水の改修負担が生じ、さらには顯造の四男・淳史が1998年に急逝したことなどを受け、維持会形式による家屋敷の維持は次第に困難となった。

一方、1999年10月8日、岸本町役場の紹介によって矢田貝淑朗を訪問した米子市内の事業者が、矢田貝家を文化財として活用する方策を提案したことを契機として、家屋と敷地を当該事業者へ賃貸借する動きが具体化し、2000年6月1日には淑朗との間で、建物管理業務契約および賃貸借契約が締結された。その直後の同年10月6日、鳥取県西部地震が発生した。矢田貝家は庭園石燈籠の倒壊、池の水漏れ、長屋門柱の損壊、味噌蔵庇の倒壊などの被害を受け、復旧費約300万円を維持会から追加的に支出する必要が生じた。これにより、維持会構成員である顯造の子女たちの負担が大幅に増加する見込みとなったため、同会は2001年5月13日、兄弟間の話し合いにより解散されることとなった。

ただし、矢田貝家住宅を文化財として活用する地元の動きは、地震被災後にも消えることなく、復旧工事を経た2001年9月1日には、先述の事業者を中心に、地元在住の文化愛好家等が参集する形で「矢田貝邸文化交流会」が結成された。同会は矢田貝家住宅を一般公開する準備を進め、12月21日には蕎麦店や民芸品店、地元の農産物販売所などからなる「伯耆の國懷集館・矢田貝邸」がオープンした。これは各種メディアで取り上げられるなど話題を呼び、当初は多くの来訪客を集めた。

しかし客足は安定せず、事業者の交代が相次ぐとともに、邸内の活用方法も蕎麦店、文化交流施設、日本料理店、カフェ、フリースペースなどと断続的に変遷していった。新たな活用主体が現れるまでの間、未活用の時期も長くなり、その間は淑朗一家の負担によって邸内の維持管理がなされた。2013年2月10日に淑朗が没すると、家屋等の財産は妻・民子が相続した。

### 3. 文化財としての矢田貝家と学術活動

鳥取県教育委員会は、2003年度から2006年度にかけて、県内の近代和風建築に関する文化財総合調査を実施したが、その過程で矢田貝家内の建築が詳細調査の対象となり、2007年にまとめられた調査報告書に取り上げられた<sup>79</sup>。また、文化庁は1996年に登録有形文化財制度を創設し、指定文化財制度よりも緩やかな規制によって文化財の保護・活用を目指す施策を推進していたことから、鳥取県内でも2000年代以降、登録有形文化財に登録される建造物が増加する状況にあった。

この一連の流れを受け、淑朗の同意のもとで、2010年6月19日、県教育委員会および有識者による矢田貝家住宅の文化財建造物調査が実施され、11月には調査を指揮した藤木竜也(当時・米子高等工業専門学校助教)による調査所見が文化庁に提出された。そして、2011年3月18日の文化審議会において、矢田貝家住宅の主屋、離れ、茶室、腰掛待合、土蔵、長屋門、庭門、中門の8棟を登録有形文化財(建造物)に登録することが答申され、7月25日に登録の手続きが完了した(登録番号：第31-165号～172号)。10月9日には町主催による文化財登録記念式典が行われ、淑朗夫妻も出席したほか(写真9)、存命中の顯造の子女5名が矢田貝家に集った(写真10)<sup>80</sup>。なお、資料的価値に鑑み、藤木による調査所見を本稿末尾に参考資料1として

写真9 矢田貝家住宅文化財登録記念式典



出所：伯耆町教育委員会提供。

注：表庭にて2011年10月9日撮影。座っているのが矢田貝淑朗・民子夫妻。民子の後方は伯耆町長の森安保。

写真10 文化財登録時に集った矢田貝家の子女たち



注：前庭にて2011年10月8日撮影。左より中井由紀子、矢田貝淑朗、磯江英美子、矢田貝美智子、矢田貝喜久子。

掲載する。

この建造物調査の過程で、矢田貝家土蔵をはじめとする邸内各所に、近世期から近代にかけての豊富な文書史料群が残存することが判明した。これを受け、文化財建造物調査に並行する形で、2011年4月16日～17日にかけて富善一敏（当時・東京大学経済学部学術支援専門職員）による文書史料群の概要調査が行われた。東京大学の関係者を中心とする現地調査は、その後も計5回（2011年8月24日～26日、2012年6月8日～11日、10月12日～15日、2013年6月8日～10日、9月11日～13日）にわたって断続的に行われ、史料保存状況の記録と概要目録作成が進められた<sup>81</sup>。

この概要調査を前提として、2015年度以降は板垣貴志（島根大学法文学部准教授）が中心となり、地域住民や同大学の学生と共同する形で、矢田貝家関係史料の調査と活用が本格的に展開されることとなった。当家に残る多種多様な史料群を教育活動に活用する島根大学法文学部の演習授業も実施され、2017年度から2024年度にかけては、同学部の学生による成果展示「近代伯耆のタイムカプセル」が開催された<sup>82</sup>。これに並行して、東京大学経済学部資料室の手による史料の詳細目録作成作業が着々と進められた。また、2022年度から2026年度には、板垣を研究代表者とする科学研究費助成事業「矢田貝家文書を活用した近現代山陰の農業・農村史研究と歴史実践」（基盤研究B）が組織され、歴史学、経済学、建築学などの多様な分野の研究者が参画した。本誌はその総合報告書として位置付けられるものである。

一連の学術調査の過程では、特に第4代当主・矢田貝顯造が残した膨大な日記の史料的価値が認識され、その読解と翻刻が科研構成メンバーによって進められた。これにより、建造物や庭園をはじめとする邸内建造物・造作物の来歴や、作庭者である顯造の思索プロセスなどが詳しく判明し、庭園の学術的・文化財的価値は向上した。鳥取県は2020年度～2023年度にかけて、県内における庭園の詳細調査（鳥取県庭園調査名勝調査事業）を実施したが、その一環で矢田貝家の庭園も調査対象となり、2019年6月19日には高橋知奈津（当時・奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室研究員）による現地調査が実施された<sup>83</sup>。また、矢田貝家の庭園は、鳥取県が実施する文化財庭園技術者講習会の会場としても使用され、この過程で県内の多くの職人や文化財関係者の目に触れることとなった<sup>84</sup>。

このようにして、矢田貝家の庭園を指定文化財として保存する機運が次第に高まった。2025年2月4日、鳥取県文化財保護審議会は、矢田貝家の表庭・裏庭・露地を含む4397.55平方メートルを「矢田貝氏庭園」として鳥取県指定名勝に指定することを答申し、指定手続きは4月30日に完了した（指定番号：第43号）。答申時の県文化財保護審議会における説明資料を本稿末尾に参考2として掲載する。

矢田貝家住宅は1980年代半ばから無人となり、次第に荒廃が進んでいったが、その過程では第5代当主・淑朗や、関係する家族・親族の手によって屋敷の維持管理が図られてきた。しかし、2000年代に入ると次第にその構造は限界となり、文化的価値に着目した邸内の活用策が順次実践された。また、2010年代には歴史学・経済学・建築学など様々な学術分野の研究者や、山陰地域の住民・学生とともに、関係史料群の共同研究体制を構築し、学術活動を並行させながら文化財としての価値を高めてきた。このような活動に文化財保護制度を組み合わせること

で、矢田貝家は遠隔地に在住する所有者のもと、現在まで辛うじて屋敷の保存・活用に努めてきた(写真11)。

写真11 矢田貝家住宅



出所：二階堂行宣撮影(2011年4月18日)。

## 注

- <sup>1</sup> 富善一敏(2012)「矢田貝家文書第一次調査概報」『東京大学経済学部資料室年報』第2号。
- <sup>2</sup> 矢田貝みどり氏(矢田貝本家当主)へのインタビュー調査(2010年6月18日、および2011年10月10日実施)。なお、同氏からは、本家の過去帳閲覧のほか、自ら調査した「大江本家(清国屋)矢田貝系図(平成十七年三月調査)」「矢田貝家の歴史」など諸資料の提供を受けた。
- <sup>3</sup> 日野郡史編纂委員編(1926)『日野郡史 下巻』日野郡自治協会、2041頁、2044頁。引用するにあたり、適宜旧字を新字に改め、カナをひらがなにし、句読点を補った(以下、引用文献はいずれも同じ方法を採用した)。
- <sup>4</sup> 農地制度資料集成編纂委員会(1973)『農地制度資料集成 補巻1(特殊小作慣行に関する資料)』御茶の水書房、229頁。
- <sup>5</sup> 日南町史編集委員会(2020)『続日南町史 地域編』日南町、556-558頁。
- <sup>6</sup> 富善一敏(2012)「矢田貝家文書第一次調査概報」『東京大学経済学部資料室年報』第2号。
- <sup>7</sup> 本誌所収の柳澤京子「伯耆国大江村佐一郎の大坂商人修業：本家清国屋恒右衛門及び根雨近藤家との関わりについて」を参照。
- <sup>8</sup> 矢田貝家文書 Y17「上野・上細見・立岩三ヶ村田畑名寄帳 清国屋佐市郎」嘉永7年寅9月。
- <sup>9</sup> 本誌所収の藤本竜也「家相図・日記に繙く矢田貝家住宅：建築史学の視点から」を参照。
- <sup>10</sup> 矢田貝家文書 Y5-10-2-3「田畑名寄帳 清国屋佐市郎」安政3年辰正月。
- <sup>11</sup> 本誌所収の富善一敏「資料解説 矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について」を参照。
- <sup>12</sup> 蠟座株取得に関して、詳しくは本誌所収の富善一敏「資料解説 矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について」を参照。
- <sup>13</sup> 矢田貝家文書 Y17-25-2-3-21-9「【書状】(醤油渡世許可)」(野坂弥一郎→喜助・齊一郎)明治4年5月。
- <sup>14</sup> 矢田貝家文書 Y6-11-5-2「【書状】(大江村用懸申附候事)」(光木勇蔵→矢田貝平重)明治6年2月3日。

## 矢田貝家の歴史

- 15 矢田貝家文書 Y22-9-5-11「【書状】(大江・上野・清山三村戸長辞令)」(鳥取県権参事・河野通→矢田貝平重)明治7年2月19日。
- 16 矢田貝文書 Y15-23-3-19「清酒醸造活板御布告 矢田貝平重」明治8年2月。
- 17 矢田貝家文書 Y8-14-4-36「證(清酒醸造税受領書)」(島根県令・境二郎→矢田貝齊一郎)明治11年12月17日。
- 18 矢田貝家文書 Y5-8-28「酒造用日記」明治12年10月。
- 19 本誌所収の藤木竜也「家相図・日記に繙く矢田貝家住宅：建築史学の視点から」を参照。
- 20 矢田貝家文書 Y15-23-6-3「【書状】(酒・醬油注文書)」(永見治郎→九良屋)明治15年12月。
- 21 矢田貝家文書 Y17-25-2-3-9-17~25。結局、本件は訴訟となり、齊一郎と平重は他1名とともに弁償責任を負うとして訴えられた。1888年4月11日の鳥取始審裁判所米子支庁分廷における判決では、平重の責任は免れたものの、齊一郎には弁償責任がある旨が認定された。
- 22 本誌所収の藤木竜也「家相図・日記に繙く矢田貝家住宅：建築史学の視点から」を参照。
- 23 本誌所収の富善一敏「資料解説 矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について」を参照。
- 24 深田豊市編(1906)「故矢田貝平重君傳」『島根鳥取名士列伝 下』博進館、94頁。
- 25 矢田貝家文書 Y8-14-3-55「伯耆国汗入・会見・日野郡酒造営業組合規約 鳥取県汗会日三郡酒造組合」明治21年9月14日、矢田貝家文書 Y8-14-3-14「鳥取県汗会日三郡酒造組合明治22年度第1期平等」(鳥取県汗会日三郡酒造組合副頭取・船越政鏡→入沢直治割)明治22年12月20日。
- 26 矢田貝家文書 Y17-25-3-1-8「明治25年7月流質物取調帳 矢田貝質店」明治25年7月。
- 27 矢田貝家文書 Y8-15-1-17「醬油蔵出帳 矢田貝合名会社」明治26年。
- 28 矢田貝家文書 Y17-25-2-3-13-6-9「記(酒注文書)矢田貝酒店」明治27年2月3日。
- 29 矢田貝家文書 Y36-4-2-1-11「矢田貝合名会社設立契約書 矢田貝平重・栄造」明治31年9月25日。
- 30 本誌所有の藤木竜也「家相図・日記に繙く矢田貝家住宅：建築史学の視点から」を参照。
- 31 矢田貝家文書 Y36-4-2-1-5「委任状(矢田貝合名会社社員矢田貝平重死亡に付会社解散および会社変更)」(矢田貝栄造→山根盛治)明治37年9月、矢田貝家文書 Y36「受領書(会社解散登記他)」(米子区裁判所→矢田貝合名会社代表社員)明治37年10月4日。
- 32 矢田貝家文書 Y36-4-2-1-16-1「酒類製造免許取り消し命令」(米子税務署→元矢田貝合名会社)明治37年12月27日、矢田貝家文書 Y36-4-2-1-16-4「醬油製造免許取り消し命令」(米子税務署→元矢田貝合名会社)明治37年12月27日。
- 33 矢田貝家文書 Y36-4-2-1-16-2「酒類製造免許許可」(米子税務署→矢田貝猶治)明治37年12月27日、矢田貝家文書 Y36-4-2-1-16-3「醬油製造免許許可」(米子税務署→矢田貝猶治)明治37年12月27日。
- 34 山陰合同銀行五十年史編纂室(1992)『山陰合同銀行五十年史』山陰合同銀行、704~705頁。
- 35 岸本町(1983)『岸本町誌』、1292-1293頁。平重の村議会議員の任期は、第1期は1889年10月19日~1892年9月30日、第2期は1892年10月31日~1895年10月30日、第3期は1898年10月31日~1904年9月20日であった。
- 36 中井由紀子氏(顯造長女)へのインタビュー調査(2026年1月14日実施)。
- 37 矢田貝家文書 Y17-25-2-3-8-12。
- 38 矢田貝家文書 Y36-4-2-1-32。
- 39 岸本町(1983)『岸本町誌』、1287~1296頁。栄造の村議会議員の任期は、第1期が1917年10月30日~1921年10月29日、第2期が1921年10月30日~1925年10月29日、第3期が1925年10月30日~1929年10月29日、第4期が1929年10月30日~1933年10月29日であった。大幡村助役の任期は、1919年1月31日~

1921年4月28日であった。大幡村長の任期は、1921年4月28日～1929年4月26日であった。

- <sup>40</sup> 本誌所収の小島庸平「鳥取県西伯郡大幡村における中規模地主矢田貝家の地主小作関係」を参照。
- <sup>41</sup> 深田豊市編(1906)「故矢田貝平重君傳」『島根鳥取名士列伝 下』博進館、94頁。
- <sup>42</sup> 中井由紀子氏(顯造長女)へのインタビュー調査(2026年1月14日実施)。
- <sup>43</sup> 矢田貝家文書 Y-6-12-63-2-23、Y-7-13-2-83。
- <sup>44</sup> 中井由紀子氏(顯造長女)へのインタビュー調査(2026年1月14日実施)。
- <sup>45</sup> 深田豊市編「故矢田貝平重君傳」『島根鳥取名士列伝 下』博進館、1906年、94頁。
- <sup>46</sup> 矢田貝家文書 Y6-12-61-28 「【書状】(酒造税等につき28日午前8時に来ること)」(米子税務署→矢田貝猶治)明治43年1月26日、矢田貝家文書 Y6-12-61-14 「【書状】(酒類・醤油売上代金の件につき面会したい)」(米子税務署→矢田貝猶治)明治44年1月13日。
- <sup>47</sup> 矢田貝家文書 Y6-12-61-13 「【書状】(組合費滞納の知らせ)」(西伯酒造組合理事・大谷廣次→矢田貝猶治)明治45年6月28日。
- <sup>48</sup> 矢田貝家文書 Y6-12-61-6-2 「【書状】(酒造営業・醤油営業廃業届)」(矢田貝猶治→米子税務署)大正元年9月11日、矢田貝家文書 Y36-4-2-1-14 「【書状】(酒造・醤油営業廃業届)」(矢田貝猶治→米子税務署)大正元年9月21日。なお、顯造の回想によれば、猶治は酒類関係の税務当局からの調査を極度に嫌うなど「臆病な人」であり、そういった性格もあって醸造業から撤退したのではないかという(中井由紀子氏(顯造長女)へのインタビュー調査、2026年1月14日実施)。
- <sup>49</sup> 矢田貝家文書 Y6-12-59-20 「【書状】(家事都合により取締役辞任の届)」(矢田貝猶治→中国貯蓄銀行)大正5年1月20日。
- <sup>50</sup> 岸本町『岸本町誌』岸本町、1983年、1294～1295頁。猶治の村議会議員の任期は、第1期が1907年10月31日～1913年10月30日、第2期が1913年10月31日～1917年10月30日、第3期が1919年11月15日～1920年5月14日であった。
- <sup>51</sup> 妻・澄重に先立たれた猶治は、寂しさもあったのか飲酒量が殊に増え、身体を次第に蝕んでいった旨、顯造は回想していた(中井由紀子氏(顯造長女)へのインタビュー調査、2026年1月14日実施)。
- <sup>52</sup> 矢田貝家文書 Y6-12-57-2、Y6-12-53-2、Y21-9、Y62-1-1、Y62-3-33。
- <sup>53</sup> 矢田貝家文書 Y24-14、Y-25-3、Y28-19-4、Y31-5、Y31-6、Y31-7。
- <sup>54</sup> 矢田貝家文書 Y28-19-1-2、Y30-2-3、Y31-5。
- <sup>55</sup> 顯造の家督相続時には、前述のように、さわ(猶治次女)のほか、すゑ(猶治長女)一家も近隣に在住し、家政への介入を許していたという。その後、たき(猶治三女)や茂登(猶治四女)も婚姻トラブルなどにより実家の戸籍に復することとなり、若くして家督を継いだ顯造は、亡父の姉妹の存在に悩まされることもあったという(中井由紀子氏(顯造長女)へのインタビュー調査、2026年1月14日実施)。
- <sup>56</sup> 婚姻届の正式な提出は、1926年11月12日であった。
- <sup>57</sup> 顯造の長男である矢田貝淑朗は、この間の事情について「結局両親がいなくて、地主の跡継ぎをしなきゃいかんし、家を維持していかなきゃいかんから、学問で家を空けるわけにはいなくなってきた。3人兄弟で、優秀な3兄弟だったと思うけど、弟2人も死んでしまってひとりぼっちになった。」と回想し、顯造は学業を続けたかったと推測している(二階堂行宣・中村尚史編(2016)『矢田貝淑朗 オーラル・ヒストリー』公益財団法人交通協力会、18頁)。松江高校時代の学友からは、1926年4月から5月にかけて、顯造の心中を案じ、京都帝大中退を思いとどませようとする数多くの書簡類が残されている(矢田貝家文書 Y-24-16)。その一方で、戸崎家(母の実家)からは、大学進学を断念するように促す書簡類が、顯造のもとに送られていることが判明している(矢田貝家文書 Y24-14-44)。

- <sup>58</sup> 岸本町(1983)『岸本町誌』、1294～1295頁。顯造の大幡村村会議員の任期は、第1期が1933年4月24日～1933年10月29日、第2期が1933年10月30日～1937年10月29日、第3期が1942年5月20日～1946年11月16日であった。
- <sup>59</sup> 総理府官房調査課編(1949)『公職追放に関する覚書該当者名簿』日比谷政経会、723頁、および二階堂行宣・中村尚史編(2016)『矢田貝淑朗 オーラル・ヒストリー』公益財団法人交通協会の、32頁。
- <sup>60</sup> 本誌所収の齋藤邦明「昭和戦前期の山陰地域の地主家計と家族生活：鳥取県西伯郡大幡村の矢田貝家を事例に」を参照。なお、戦前期の矢田貝家や近隣の暮らしについては、顯造の長男である第5代当主・矢田貝淑朗の回想が、二階堂行宣・中村尚史編(2016)『矢田貝淑朗 オーラル・ヒストリー』公益財団法人交通協会として残されている。
- <sup>61</sup> 本誌所収の小島庸平「鳥取県西伯郡大幡村における中規模地主矢田貝家の地主小作関係」を参照。
- <sup>62</sup> 本誌所収の藤木竜也「家相図・日記に繙く矢田貝家住宅：建築史学の視点から」を参照。
- <sup>63</sup> 書画骨董類の収集は、米子の業者による訪問販売のほか、岡山や広島、さらには大阪方面へ泊まりがけで買い付けに行くこともあったという。二階堂行宣・中村尚史編(2016)『矢田貝淑朗 オーラル・ヒストリー』公益財団法人交通協会、23頁。
- <sup>64</sup> 矢田貝顯造日記、1933年8月9日。
- <sup>65</sup> 中井由紀子氏(顯造長女)へのインタビュー調査(2026年1月14日実施)。本誌所収の田中宏夫「近代村落地主の作庭記：矢田貝顯造日記を読む」を併せて参照。
- <sup>66</sup> 本誌所収の齋藤邦明「山陰の農地改革と地主：鳥取県西伯郡大幡村と矢田貝家を事例に」を参照。
- <sup>67</sup> 二階堂行宣・中村尚史編(2016)『矢田貝淑朗 オーラル・ヒストリー』公益財団法人交通協会、32頁。
- <sup>68</sup> 中井由紀子氏(顯造長女)へのインタビュー調査(2026年1月14日実施)。
- <sup>69</sup> 「矢田貝顯造履歴・功績調書」(矢田貝家所蔵)。同資料は顯造の叙勲に際する調書として岸本町役場が作成し、1977年10月11日に鳥取県へ提出したものである。
- <sup>70</sup> 「上細見・矢田貝家年表」(矢田貝家所蔵)。同資料は矢田貝淑朗の手によるもので、母・美世子が没した1983年から、地元団体による邸内活用策が開始された2002年までの矢田貝家の維持管理に関する事柄が、ノート22頁にわたり年表形式で詳細に記録されている。
- <sup>71</sup> 二階堂行宣・中村尚史編(2016)『矢田貝淑朗 オーラル・ヒストリー』公益財団法人交通協会、18頁、21頁。
- <sup>72</sup> 「矢田貝顯造履歴・功績調書」(矢田貝家所蔵)。
- <sup>73</sup> 二階堂行宣・中村尚史編(2016)『矢田貝淑朗 オーラル・ヒストリー』公益財団法人交通協会、20頁。
- <sup>74</sup> 中井由紀子氏(顯造長女)へのインタビュー調査(2026年1月14日実施)。
- <sup>75</sup> 矢田貝淑朗の職歴については、二階堂行宣・中村尚史編(2016)『矢田貝淑朗 オーラル・ヒストリー』公益財団法人交通協会を参照。
- <sup>76</sup> 坪山雄樹(2025)「貨物営業」二階堂行宣・中村英夫編著『交通市場の変容と国鉄の経営危機 鉄道百五十年史 第四巻』第3章第4節、公益財団法人交通協会、302～303頁。
- <sup>77</sup> 市川大祐(2025)「臨海鉄道と地方貨物鉄道」二階堂行宣・中村英夫編著『交通市場の変容と国鉄の経営危機 鉄道百五十年史 第四巻』第9章第4節、公益財団法人交通協会、847頁。
- <sup>78</sup> 「上細見・矢田貝家年表」(矢田貝家所蔵)。
- <sup>79</sup> 文化財研究所奈良文化財研究所編(2007)『鳥取県の近代和風建築：鳥取県近代和風建築総合調査報告書』鳥取県教育委員会、208～209頁。
- <sup>80</sup> 富善一敏(2012)「矢田貝家文書第一次調査概報」『東京大学経済学部資料室年報』第2号。

- <sup>81</sup> 富善一敏(2012)「矢田貝家文書第一次調査概報」『東京大学経済学部資料室年報』第2号、同(2013)「矢田貝家文書平成24年度調査概報：第二次・第三次調査」『東京大学経済学部資料室年報』第3号、同(2014)「矢田貝家文書平成25年度調査概報」『東京大学経済学部資料室年報』第4号。
- <sup>82</sup> 本誌所収の板垣貴志「山陰地域の生活世界を史学する：矢田貝家調査プロジェクトの軌跡」、および板垣貴志(2018)「矢田貝家文書を活用した実践的な日本近現代史研究：住民参加型調査の可能性」板垣貴志・野本瑠美・田中則雄・昌子喜信・会下和宏・林淳一郎編著『地域とつながる人文学の挑戦』11～30頁、今井出版。
- <sup>83</sup> 鳥取県地域社会振興部文化財局編(2024)『鳥取県庭園調査報告書』、96～100頁。報告は高橋が執筆した。
- <sup>84</sup> 講習会は、2019年度基礎コース(2019年9月3日～4日)、2020年度実践コース(2020年11月16日～17日)、2021年度実践コース(2022年3月3日～4日)、2022年度実践コース(2022年5月23日～24日)、2025年度実践コース(2025年11月4日～5日、2026年1月15日)の日程で行われた。

## 文献

- 板垣貴志(2018)「矢田貝家文書を活用した実践的な日本近現代史研究」板垣貴志・野本瑠美・田中則雄・昌子喜信・会下和宏・林淳一郎編著『地域とつながる人文学の挑戦』今井出版
- 市川大祐(2025)「臨海鉄道と地方貨物鉄道」二階堂行宣・中村英夫編著『交通市場の変容と国鉄の経営危機 鉄道百五十年史 第四巻』第9章第4節、公益財団法人交通協力会
- 岸本町(1983)『岸本町誌』
- 山陰合同銀行五十年史編纂室(1992)『山陰合同銀行五十年史』山陰合同銀行
- 総理庁官房調査課編(1949)『公職追放に関する覚書該当者名簿』日比谷政経会
- 坪山雄樹(2025)「貨物営業」二階堂行宣・中村英夫編著『交通市場の変容と国鉄の経営危機 鉄道百五十年史 第四巻』第3章第4節、公益財団法人交通協力会
- 文化財研究所奈良文化財研究所編(2007)『鳥取県の近代和風建築：鳥取県近代和風建築総合調査報告書』鳥取県教育委員会
- 鳥取県(2015)『新鳥取県史 資料編・近世3・西伯耆下』
- 鳥取県地域社会振興部文化財局編(2024)『鳥取県庭園調査報告書』
- 富善一敏(2012)「矢田貝家文書第一次調査概報」『東京大学経済学部資料室年報』第2号
- 富善一敏(2013)「矢田貝家文書平成24年度調査概報：第二次・第三次調査」『東京大学経済学部資料室年報』第3号
- 富善一敏(2014)「矢田貝家文書平成25年度調査概報」『東京大学経済学部資料室年報』第4号
- 二階堂行宣・中村尚史編(2016)『矢田貝淑朗 オーラル・ヒストリー』公益財団法人交通協力会
- 日南町史編集委員会(2020)『続日南町史 地域編』日南町
- 農地制度資料集成編纂委員会(1973)『農地制度資料集成 補巻1(特殊小作慣行に関する資料)』御茶の水書房
- 日野郡史編纂委員(1926)『日野郡史 下巻』日野郡自治協会
- 深田豊市編(1906)「故矢田貝平重君傳」『島根鳥取名士列伝 下』博進館

参考資料 1 藤木竜也 (2011) 「登録有形文化財調書(矢田貝家住宅)」

登録有形文化財調書〈矢田貝家住宅〉

1) 矢田貝家について

矢田貝家は、古くはたたら吹きに関係していたとも言われ、江戸時代初期に出雲地方より伯耆・日野へ移住し、帰農したと伝えられている。その後、江戸時代中期に溝口（現伯耆町）に移り、江戸時代後期に初代・齊一郎氏（1824-1894）が、現在の屋敷が構えられる旧岸本町（現伯耆町）上細見の地に分家したことに始まるという（後述する主屋が 1854 年上棟のため、齊一郎氏が 30 歳の頃であろう）。

生業は、いわゆる中規模地主経営であったが、戦後の農地改革により所有していた農地の大半が失われた。また、屋号を「倉屋」と称し、日清戦争の頃まで醸造業も営んでいたというが、日野川の氾濫にて被害を被ったことを機に廃業したということである。矢田貝家 4 代目当主である顯造氏（1905-1992）は旧岸本町の 2 代目となる町長を 1967（昭和 42）年から 1976（昭和 51）年までの 9 年間に渡って担ったという。現在の矢田貝家の庭園のほとんどの造営と屋敷建物の維持管理は、顯造氏によってなされてきた賜物である。1985（昭和 60）年には体調不良のため、現当主である 5 代目の淑朗氏（1926- 旧制松江高校に入学する 1944 年まで本宅にて居住）の下、東京に赴いたため、矢田貝家住宅は、以降しばらく空家の状態が続いていたが、国道改修工事等により、次節に示す建物の解体・改修など邸内の維持管理が淑朗氏によりなされていた。2001（平成 13）年より主屋を蕎麦屋として活用しながら、全体の維持管理が行われている。

## 2) 矢田貝家住宅について

矢田貝家住宅は、米子から南東側約 10km ほどの伯耆町（旧岸本町）上細見に位置する。国道 181 号線に接し、日野川に挟まれる 4,800 m<sup>2</sup>ほどの広大な敷地に主屋を敷地中央やや東寄に東面して建て、正面に長屋門を、主屋背面に土蔵（道具蔵・味噌蔵）2 棟を配する。敷地南側と北側の主屋に面する一部に池や流れを配した回遊式池泉庭園を築き、この中に茶室や待合などの附属建物、そして庭景を添える石燈籠など大小様々な庭園設備が据えられている。

現存する個々の建造物については後に詳述するが、それに先立ち、矢田貝家住宅全体を見た建造物群の移り変わり、そして現在のたたずまいを述べておく。

矢田貝家住宅の中心をなす主屋は、1854（嘉永 7）年の上棟であることが、主屋に残された棟札から確認できている。矢田貝家初代の齊一郎氏が分家して、屋敷を構えたその主屋こそが現在まで目にすることが叶う現存建物で、矢田貝家の歴史をそのまま伝える遺構である。

当初の邸内敷地は現在まで広大ではなく、主屋南側、現在の庭園における、おおよそ中央くらいに位置している社、このあたりまでを境にして塀がまわされていたという。そしてここには、その当時から飛石の据えられた和風庭園が築かれていたことが矢田貝家所蔵の古写真に残されている（写真 1）。

この敷地の中に先の主屋を中心に、主屋正面に矢田貝家では特別な呼び方がなかったというが、本稿では便宜上、「表庭門」と「裏庭門」とする各庭門（後述するが、「裏庭門」は後に移築して現在の長屋門となる）、敷地北側に「下場」、土蔵（農器具庫）、「隠居座敷」、西側に「水車小屋」、「大工小屋」、「木小屋」、「炭小屋」、そして現存する土蔵が 2 棟配されていた。このほかにも用途が判明しない複数の建物が、邸内に位置していたことが矢田貝家所蔵の古写真に映されている（写真 2）。この中には、現存する 2 棟の土蔵（道具蔵、味噌蔵）も含まれており、敷地外となる街道を挟んだ道沿いには貸家と米蔵が設けられていた。なお、かつて醸造業を営んでいた折に用いられていたはずの水車小屋以外の関係建物が敷地内に位置していたはずだが、現当主淑朗氏の回想によれば、「炭小屋」にその可能性が残されるものの、はっきりしないとのことである。

矢田貝家住宅の邸内が現在のように整備されたのは、昭和初年の頃からだという。後に岸本町長を担うことになる矢田貝家 4 代目当主の顯造氏によるものである。その邸内の大改修は、「表庭」の拡張から始まっている。当初、敷地東側の国道 181 号線に接した箇所は、ミカン畑となっており、外塀によって隔たれていた。ここを「表庭」に取り込み、飛石や清流の流れなど、築庭が行われた（写真 4）。1930（昭和 5）年 4 月まで、ということである（なお、この築庭以前から庭内に池・清流を配していたかは不明）。

次いで、1933（昭和 8）年頃より、敷地中央に位置している社あたりを境にしてまわされていた外塀を解体し、拡張した邸内敷地に、さらに築庭が続けられた。すなわち、飛石、石燈籠、道標など各種の庭園設備を備え、また、清流の流れや池にも手が加えられている

(庭園への導水となる取水口の位置も現在のように改変されたという。旧状は現在の外堀の鍵折になっている箇所付近のみだったとのことである)。また、この築庭に併せて、邸内建物の増築・新築も行われている。主屋南側に元々配されていたという来客用の便所棟を解体し、同じ場所に離れが棟続きで設けられた。さらに松江にて顯造氏が購入した「離れ茶室」を移築し、併せて、いずれも現存する中門、待合 2 棟も新築された。この「表庭」の整備は、遅くとも 1936 (昭和 11) 年頃までかかったものであったことが矢田貝家に残る古写真よりわかっている (写真 8)。また、敷地東側も、土蔵 (味噌蔵) を現在位置となる主屋脇に曳家し (前出の (写真 2) に見れば、当時建物と現状には規模の相違が見られる。淑朗氏によれば、分割した上で、半分を残し、曳家した可能性もあるとのことである)、そこに池等、「裏庭」が整えられた。「表庭」より導いた清流に、中島を囲み、池を配して 200 匹を超える多数の鯉を飼育していたとのことである。その北側には築山を築き、この上に東屋が据えられたという (写真 5)。なお、「裏庭」の築庭は、「表庭」より若干早く、残る古写真から 1934 (昭和 9) 年には完了していたことがわかっている (ただし、現当主の淑朗氏が幼少期にこの「裏庭」の池で溺れたとの回想があり、1930 年頃まで遡れる可能性は高いということである)。この「表庭」「裏庭」の整備は、数年に渡る長期間のもので、淑朗氏が幼心に邸内の移り栄えに心をときめかしたとのことである。

そして、昭和初期頃の邸内大改修の最後には、当時主屋東側の街路に対して直角に配されていた「裏庭門」を主屋正面に曳家している (後述の「表庭門」脇の開口部から邸内に入れる石材、植栽を運び入れた後、その必要性が低下してからであったと、淑朗氏の回想である)。これが現在の長屋門であるが、元々「裏庭門」であったものが、そのまま矢田貝家の屋敷正面を彩る構えでなかったため、曳家の折に表門とすべく、長屋門としての体裁が整えられている。

また、現在の庭門である「裏庭門 (長屋門)」に対しての「表庭門 (現在の庭門)」は、邸内の大改修より先に備えられていたらしい。改修の折には、植栽や石材を運び入れるための開口部を別に穿ち、使用していた。後に長屋門側からこの開口部は補修、閉鎖されたが、背面、すなわち「表庭」側には、このことを伝える痕跡が残されている。

以上が、昭和初年頃に実施された矢田貝家住宅邸内の大規模改修の概要だが、引き続いて 1935 (昭和 10) 年頃、日中戦争の始まる頃までに、「裏庭門 (長屋門)」が曳家されて、ちょうど開けたスペースに主屋に接続して「新書斎」が増築されている。また、戦時中には「裏庭」の築山の上に据えられていた東屋を敷地南東側、「表庭」の中に移しており、ようやく現在の矢田貝家住宅の邸内建物配置へと至っている (写真 8)。

戦後は、それまで盛んに施されていた建物の新築・移築はほとんど見られなくなった。唯一は、矢田貝邸長屋門前に国道 181 号線を挟み、米蔵に隣して建てられていた店舗で、1940 年代後半の建設である。顯造氏夫妻が、駄菓子・日用品店を営んだというが、数年で閉じた後は、決まった用途で使われていなかったとのことである。1947 (昭和 22) 年の農地改革による農地の減失に伴う収入の減少も一因と察するが、矢田貝家住宅の邸内建物は

月日を追って順次その数を減らしていくことになる。つまり、建物の解体であるが、それこそ多数の建物が立ち並ぶ矢田貝家住宅においては維持管理の上でやむを得ない事情ゆえである。なお、邸内建物の解体の経緯は次の通りで、1940年代後半の戦後間もない頃に現存する土蔵（道具蔵）南隣に位置していた「炭小屋」（戦時中に軍事物質貯蔵場として利用）が最初に取り壊され、1980年代以降次々と、邸内北側に位置していた「下場」（上下階共に座敷となる木造2階建の建物で顯造氏次弟の正己氏の肺結核療養や来客ならびに帰省家族の宿泊場所に使用されたという）。なお、「下場」解体後に新設されたのが敷地北側の塀で、その一部が現存する。そして、国道改修のため、1988（昭和63）年に街路を挟んで位置していた米蔵ならびに店舗、続く1989（平成元）年には「水車小屋」、「木小屋」、「大工小屋」、1994（平成6）年には「隠居座敷」（木造平家の座敷で、顯造氏長弟の清茂氏の肺結核療養などに使用）と隣っていた土蔵（農器具庫）、同じく米蔵脇にあった店舗が解体されたといった次第であった。

解体が重ねられた一方で、建物、庭園の維持管理にも執心されている。1984（昭和59）年頃に施されたという主屋の増改修（居住部分の改装）、各建物の屋根葺替などがそれにあたるが、それらに関しては、後の各節で詳述に努めることとしたい。また、2000（平成12）年10月に起きた鳥取県西部地震（震度6弱）では、石燈籠など庭園設備の損傷もあったが、建物については、主屋北東側増築部分ならびに長屋門の屋根損傷（2002年に補修）、味噌蔵の土庇が崩壊した程度の被害であったという。本節の最後に以上の矢田貝家住宅建物の経緯は（表1）（図1、2）を参照願いたい。

### 3) 主屋

矢田貝家住宅の中心を成す主屋は、敷地中央やや東寄に東面して立つ。切妻造の厨子 2 階建、平入の建物で、平面規模は桁行 6 間、梁間 3 間半に表側と南側面に巾半間、裏側と北側面に巾 2 間の下屋を出し、現在は表側北端と南側面に別棟（離れならびに「新書齋」）が附属する。平面形式は下手 2 間通りに土間を取り、上手を六間取とし、表に面した室部分の表側と南側面に縁をまわしている。その間取は、土間に面した下手の室を続き間とし、上手の室を表と裏に分けて室境に床の間や仏壇、押入を設けている。すなわち、表側を 8 畳間の「オクノマ」、裏側に 6 畳の「ブツマ」、4 畳の「ツツキマ」を並べる。仏間を裏側に置く例は当地域にほとんど見られない事例で、後年の 2 次的な改造と考えられている（『鳥取県の近代和風建築 一鳥取県近代和風建築総合調査報告書一』）。

厨子 2 階からうかがうことのできる棟木に棟札が現存する。材に強く打ち付けられており、破損を懸念して裏面の確認は行っていないが、表面には「嘉永七年甲 神主声立彌太郎藤原正宅 天御中主尊奉祈敬新宅安全子孫繁栄俵 寅十一月廿二日 謹言」とあり、主屋が 1854（嘉永 7）年の上棟であることがわかる。

間取調査によると、主屋の基本的な平面構成は現在の間取と大差ないが、室名が異なっており、「オクノマ」は「オモテ」、「ブツマ」は「ナンド」、「ツツキマ」は「ナンドマエ」といった具合で呼称されていたようである。その他の室名も含めて（図 3）に示す。

座敷飾の設えられた「オモテ（オクノマ）」は、8 畳間に床と平書院だけが備えられ、床脇も押入とする。室内側には釘隠を付した長押をまわすが、面皮材を主体に用いた全体的に簡素な印象を抱かせるものである。縁境の柱には、上から板状の材を被せた補強の痕跡が見られる。そのほか所々に長年の風雨にさらされた後とおぼしき部材の風化が見受けられる。長らくこの縁側は吹きさらしのまま用いられており、矢田貝家所蔵の古写真にそうしたたたずまいが残されている（写真 10）。現在のように縁にサッシが入り、室内として用いられるようになったのは、主屋を蕎麦屋として活用する際に改修したことによるという。すなわち 2001（平成 13）年のことである。

「オモテ（オクノマ）」に続き、「ミセ」と呼ばれた 8 畳間が続く。室名の字義通り、醸造業（酒屋）を営んでいた時代に接客に用いられた居室であったという。なお、「ミセ」に接する土間境に現存する金庫は当時からこの位置に置かれていたとのことである。天井は「オモテ（オクノマ）」と異なり、根太天井を採る。この「ミセ」の直上と隣する土間（ここも同じく根太天井である）の上が厨子 2 階となっており、その昇降も「ミセ」に備えられる階段梯子を介する。厨子 2 階は、一般に知られる通りに、物置や衣類置場として使われており、当時を伝える品々が今も残されている。先述の通り、棟札を確認できるのもこの厨子 2 階である。また、この「ミセ」の表側には、式台が備えられているが（当初は確認できないため（写真 3）、後補と察せられる）、「オモテ（オクノマ）」の縁側同様、近年にサッシが入れられている。

また、上記の室以外は、次のように使用されていたとのことである。

「ナンド（ブツマ）」：当主夫妻の寝室。仏壇を配す。

「ナンドマエ（ツヅキマ）」：通路兼続きの間。後補となる天窓が備えられ、手回し式電話機も置かれていたという。

「ダイドコロ」：家族の食事部屋。

「イマ」：家族の寝室・居室。炬燵や神棚が置かれた。

「イタバ」：板敷の室で、調理や食事の準備のために使用された。

土間は先述の通り、下手側 2 間である。創建時は、下手表側には 6 畳間相当の「ニワムコウ」と呼ばれた女中部屋に、それに付した「外便所」、また、裏側へ向けて、脱衣所と風呂場、そしてカマド、流し台といった調理場が置かれていたという。この土間部分は、生活に密接するためであろう、矢田貝邸の主屋の中で、後に最も手を加えられた箇所、1935（昭和 10）年頃、表側下手に「新書齋」と呼称する洋間が増築された後、1984（昭和 59）年頃、顯造氏介護に伴う家族滞在のために「ニワムコウ」、「外便所」を除き、居間や風呂場等の新設・改築が行われている（図 3）。

また、1988（昭和 63）年には、カマド、流し台を撤去し、台所を改修、2000（平成 12）年に下水道が開通したに伴い、風呂場・便所の改修が行われ、次いで 2007（平成 19）年に土間部分もコンクリートへと改変されたという。

外部にも一部改修が及んでいる。1960 年代に、玄関及び裏口扉をアルミサッシとしている。また、当初、厨子 2 階は開口部が 2 カ所に開けられていたが、現状は正面から見て左側のみ 1 カ所である。おそらく 1988（昭和 63）年頃に施された屋根改修と併せて行われたものと察する。現在の屋根は黒色の棧瓦葺であるが、改修前の創建時は、赤褐色の棧瓦葺、いわゆる石州瓦に石棟（おそらく来待石と察する）という、当地方の古民家によく見られる設えだったという。なお、この屋根は後に 2000（平成 12）年に鳥取県西部地震で被った被害により、「新書齋」部分の屋根に再度補修が施されている。

#### 4) 離れ（「オクナンド」と茶室）

主屋南側、「ブツマ（ナンド）」脇に縁を介して接続するのが、木造平家建に入母屋屋根が架けられた離れである。なお、矢田貝家では離れとは呼ばず、あくまでもその主要室である「オクナンド」、そして茶室とそれぞれの室名で呼称していたとのことであるが、本所見では便宜上離れの呼称を用いる。

この離れは、先述の邸内の大改修の中で庭園などと共に整えられたという。厳密な竣工時期はわかり得ないが、昭和初年頃の完成である。屋根葺材は、主屋と同じく黒色の棧瓦葺を採る。証左には欠けるが、主屋の屋根改修と時期を同じにして葺き替えられたものと察する。

主屋南西側の角地には、当初来客用の便所があり、それを解体した上での離れの増築であったという。「蘭雲閣」の扁額が掛けられる「オクナンド」6畳間と4畳半台目の茶室の2室を主として構成し、四周に縁、両室の境には中廊下を通す。共に半間巾であり、建物規模は桁行4.5間、梁間2.5間である。

6畳間の「オクナンド」は、当主の居間ならびに書齋として用いられていた部屋で、縁境の真壁には群青色の鮮やかな漆喰塗が施され、一方室内側は萌黄色の漆喰塗である。床ならびに棚の座敷飾も配されるが、向かって右側を床としており、床柱を途中で止め、床板を設けず、床板と小壁、落掛で構成する釣床の形式を採っており、左側の床脇も天袋を備えただけのもの（鋪込袋棚）である。採用する床・棚の種類といい、通常向かって左を床、右を棚とするのが多いのに対して逆となる右側を床、左側を棚とする相当に格式からくだけた数寄屋風の設えとしている。

中廊下を隔てて配された茶室は、先述の通り4畳半台目の大きさで、聚楽壁に腰貼の設えである。茶室の両側、向かって左手に杉の面皮の付した丸太を床柱とし、畳床とした床を据える。隣して台目畳が置かれる。この台目畳には炉が切られており、勝手口（茶道口）が設けられていることも併せて点前座であろう。しかし、台目畳そのものに炉を切ることは、いわゆる茶室における炉の切り方の定型を伝える「茶道八炉」にあって、逸脱した形式を採ることを示している（通常は、台目畳に接する1畳に炉を切る）。

また、東側隅の1畳に接して主屋から続く戸口、そして庭園側より躰口が付されている。おそらくこの1畳が客畳であり、台目畳と挟まれる1畳が貴人畳と察する。通常、床前の1畳を貴人畳とすることがよく知られるが、南側に茶室では珍しい縁が付されており、また、巾2間に障子の引戸が嵌め込まれている様相から考えられるに、庭景をうかがい見ることが想定していたことが察せられる。先の炉の切り方が定型に則らない点も併せて、本来の茶室とはやや趣を違えるところが見受けられるが、近代茶室の特徴なのかもしれないし、主屋続きの茶室ゆえのことも考えさせられるが、ここでは解を得ない。

また、西側に茶室に接して、便所と水屋が設えられている。聞けば、特に水屋は、主に茶室用の炭貯蔵にも充てられていたとのことである。

#### 5) 茶室（観楓庵）

主屋に続く離れに南面して立つのが茶室である。矢田貝家では、先述の離れ内の茶室を「茶室」と呼んでおり、本節の茶室をそれに併せて「離れ茶室」と呼ぶこともあったようである。先の「茶室」との混同を避けるために、主に「離れ茶室」の呼称を用いたい。

建物規模は桁行3間、梁間1.5間。木造平家建になり、現在は鉄板とおぼしき金属板葺の寄棟屋根、半間巾の土庇が東側から北側にかけて架けられている。内部は、2つの小間茶室の境に半間巾、奥行2間の水屋を組み入れた平面構成で、1つの水屋を両茶室で兼用するものであったようである。2つの茶室のうち、東側に位置するものは、2畳の大きさで、「茶道八炉」にあって、いわゆる本勝手隅炉の形式を採る。2畳のうち、炉の切られた畳が点前座、他方が貴人畳（客畳）であろう。茶室のアプローチは、南側に穿かれた躰口、そして板畳を介する。また、板畳と貴人畳に接する床は、入隅を粗い土壁で塗り込んだ洞床（もしくは塗り回し床）で、床以外の他の壁面も同じ土塗に腰貼の仕上である。床柱は、桜とおぼしき面皮材、床板も樹種は判然としないが、節付の材を樹皮を残したまま使用しており（茶席名の「観楓庵」にならい、楓と察する）、野趣あふれた設えを採っている。

他方の茶室は、4畳半の大きさである。「茶道八炉」によれば、本勝手四畳半切となり、すなわち、炉の切られた中央半畳の南側に接する1畳が点前座、併せて東側に接する1畳が茶道口が設えられていることから踏込畳であり、脇に配された棚は道庫であろう。

この茶室へのアプローチは、北面に設けられた引戸であろう。つまり、貴人口である。給仕口（茶道口と共に縁を割竹材で設えている）も設けられる西側の1畳が客畳、床前の1畳が貴人畳である。千宗旦の手掛けた利休の茶室を高い純度で体現したという「又隠（ゆういん）」に通じる、割合オーソドックスな平面構成となっている。床はいわゆる本床の形式だが、床柱はやや丸味を残した素木の材で、茶室としては違和感を覚えるほど野太く、存在感のある材である。落掛には竹を用い、床天井は網代敷の片流天井。そして床板は、先の2畳茶室同様に、節付の材を樹皮を残したまま大胆に用いている（樹種も同じで、おそらく楓と察する）。

なお、この「離れ茶室」は、やはり邸内の大改修が行われた昭和初年頃、松江にて当時価格で50円で購入し、移築したものと伝聞される。出雲松江藩7代目藩主、松平不昧公ゆかり茶室として現存する「観月庵」（松江市指定文化財）にちなんで「観楓庵」と呼んでいた。なお、「観月庵」は板畳を用いた2畳茶室と4畳半茶室の組み合わせで、境に水屋は設えられていないが、茶室に限って言えば、矢田貝邸の「離れ茶室」と平面構成が一致する。つまり、「観月庵」の写しとみてはば差し支えないだろう。いずれにせよ、現在の鉄板とおぼしき金属板葺の屋根葺材は、1988（昭和63）年の改修によるものとされ、当初は棧瓦葺で、土庇を柿葺としていたようである（写真6）。

なお、矢田貝家ではこの茶室はほとんど使用することはなかったようで、もっぱら主屋から続く離れに位置する茶室を使用していたとのことである。

## 6) 腰掛待合

主屋から連なる離れの南側、「離れ茶室」との間の位置に待合が据えられている。矢田貝邸には、後述の待合を含め、2つの待合を有し、一部「離れ茶室」の「観楓庵」のように名が付けられたものもあるが、基本的に特別な呼称はなかったというので、本節の待合を便宜上「腰掛待合」と呼ぶ（なお、「腰掛待合」の中には「晴亭」と示された扁額があるが、聞取の上でも、すでに名が入ったいい額を入手しては置いていただけのことであるらしい）。

この「腰掛待合」は、木造平家建で桁行1間、梁間半間にスレート状に葺いた銅板葺の切妻屋根が架けられ、東面（正面）側に土庇、そのまま南面と西面の半間巾分を下屋としている。なお、この土庇・下屋もスレート状に葺いた鉄材とおぼしき金属板葺である。当初、母屋は棧瓦葺、土庇と下屋も柿ないしは杉皮葺で（写真6）、土庇・下屋の方が先に葺き替えられたようである（写真9）。

直径15～20cm程度の丸石を外枠にし、コンクリートを打って一体化した基礎の上に土台建とする。材は杉と思われる角材を主とし、土庇の支柱など、一部に面皮の付したままの丸材が効果的に用いられ、その景を添えている。

平面は、母屋部分にL字型に折った腰掛を配し、足元に自然石を数個埋め込んでいる。先の「晴亭」の扁額も、この腰掛にそっと備えられている。また、南側から、西面へとのびる下屋は雪隠である。青磁釉の掛けられた陶磁器製の円筒形の小便器、かつては扉も設けられていたのだらうと察する間口を隔て、小便器と同じ陶磁器製の大便器が置かれている。この大便器の据えられた小間に限っては、混ぜられたワラ材が表出した粗い仕上の土壁が用いられている。

また、この小便器と大便器の境となる控壁に穿かれた小窓の意匠が離れの便所と同じものが採られており、離れとこの「腰掛待合」の工事関係者が同じであること、また、建設時期が同時期であることを示している。聞取調査にも、この「腰掛待合」は昭和初年の邸内の大改修に折に新築されたものであるという。その証左を示している。

## 7) 東屋

矢田貝家住宅邸内の南東側、庭園の中に東屋が備えられている。木造平家建、小屋組は又首組、天井は垂木などの部材を露わにした化粧垂木を採る銅板葺の寄棟屋根である。

規模はおおよそ桁行2間、梁間1間で、平面を2室に分ける。すなわち、壁が入らず吹き放ちとなる1間四方の室と土壁の入った(真壁)1間四方、約2畳相当の室である。それぞれ吹き放ちの室が礎石建、他方を土台建とし、用いられる材は丸太材を主とし、角材との併用を採っている。

壁の入れられた室は、ワラ材が混じり、表出した粗い仕上の土壁が採られ、南側室境の1間に床を彷彿とさせるスペースがあり(落掛とその上の小壁は確認できるが、床板も床框もなく、床柱も他の部材と大差のない丸太材が用いられている)、また、北面東側半間の壁面には躡口を思わせる開口が穿かれている(ただし、戸口が付されていない上に、その痕跡も見出し難い)。さらに、東側壁面は腰部分が広くあけられ、小間中相当の奥行を備えている。どことなく水屋道庫であることを思わせなくもない。

躡口とおぼしき開口と共に設けられた他の開口も同じく、障子や戸などの建具は備えられず、建具枠だけが見出されるばかりである。茶室を彷彿とさせる設えには違いないが、吹き放ちの室と共にひどく中途半端で廃墟に近い印象を抱かせる。床面には畳は敷かれず、板間のままである。畳を敷き詰める分、床面が敷居より下がっていることも見出せないため、当初から畳を敷き詰めることは想定していなかったことがうかがえる。茶室を彷彿とさせる設えには違いないが、要するに、東屋であったことが示されている。

聞取調査にてうかがえたことには、元々当建物は、昭和初年頃に邸内北側に位置する「裏庭」の池に北面して築かれた築山の上に設けられていたとのことである。「野点でもしようと思ったのではないのでしょうか」とのことらしく、裏庭に位置していた頃から野点喫茶用だったようで、先述の通り、戦時中に移築を行ったが、戦時という時節柄にそぐわない行為であったことも自戒してか、完成には至らないままであるとのことで、すなわち、ひどく中途半端、廃墟に近い印象というのも、そのあたりの事情に起因しているのだろう。

なお、創建当初は、矢田貝家に残る古写真(写真5)に示されるように茅葺で、建具(障子)が設えられていたようである。時期ははっきりしていないが、移築後しばらく経過した後、今の銅板葺に屋根の葺替が施されている。

## 8) 土蔵

主屋の西側、「裏庭」に南面する位置に土蔵が現存する。木造白漆喰塗込の2階建、棧瓦葺、小屋組は棟木に大口径の材を用いた和小屋で切妻造、北側に半間巾、東側に1間巾の下屋が付されている。なお、土蔵部分は土台建、下屋部分は礎石建を採る。

本建物には北側に2カ所戸前が配されるが、後補の下屋で覆われている現在は、東面する下屋よりのアプローチとする。この下屋は、先代当主である明治38(1905)年生の顯造氏が物心ついた頃にはすでに付されており、竣工後さほど経過しないうちに設けられたものだという。この下屋の増築によって、主屋と近接し、室内から土蔵へ直接出入りをしてきたようである。なお、土蔵の竣工ははっきりしていないが、内部板壁の打ち付けに丸釘(洋釘)が用いられていることから、早ければ明治20年頃までに遡れそうで、また、先代当主の顯造氏が物心つく頃にはすでに建設されており、遅くともその出生となる明治38(1905)年までには存在していた。つまり、明治20年頃以降明治38(1905)年までの完成といえそうである。

土蔵内部は、1、2階共に間仕切壁によって2室に隔てられている。1階の2室は東面する2カ所の戸前。観音開き、白漆喰塗込の重厚な扉に加えて、その内側に2枚の板引戸の構成で、土蔵ではごく一般的だが、嚴重な設えである。なお、2階には、土蔵内主屋側の一部屋に箱階段が備えられており、これを介してのアプローチである。

土蔵内はいずれの室も矢田貝家ゆかりの品々が收藏され、いわゆる道具蔵として用いられてきたことがわかる。一方、下屋のうち北側は土蔵手前の通路であり、一部收藏品が置かれている。また、東側1間巾の下屋には書棚も置かれており、子供の勉強部屋に使用されたと共に、一時期店舗営業の事務所としても使用されていたとのことである。

外壁は先述の通り、白漆喰塗込を採る。特筆出来る点としては、土蔵ならではの母屋や垂木の材厚の大きさに加えて、外部に表出するそれらの部材までも漆喰塗込にしていることで、それを除けば、北側ならびに南側の桁両端に施された渦模様に、妻壁の鶴を象った鍍絵、そして1階北面の戸前上の松を象ったと察する鍍絵の藏飾りが見出されるくらいで、2階南側に2カ所配された白漆喰塗込で鉄格子の嵌め込まれた片開戸も併せて全体的に装飾性に乏しく、土蔵としては簡素な印象を抱かせる。また、下屋の回されていない南側壁面には2階開口部の下端まで、そして西側壁面の屋根面に接する下端までが全面的に簾子下見板張で覆われている。

なお、下屋にはアルミサッシが付け加えられる改修が行われている。1988(昭和63)年のことで、矢田貝家出入の大工の手によってなされたとのことだが、旧材に配慮して、新設の材を外部に新たに加えてアルミサッシの改修を施しており、細やかな手仕事の後が垣間見られる。さらに1991(平成3)年には白漆喰壁の塗直しと屋根吹替が行われたとのことである。すなわち、主屋と同じく石棟に石州瓦であったところを現状の黒色の棧瓦葺に改修しており、こうして維持管理に努めてきたことで内外観共に良好な保存状態が現在まで維持されている。

## 9) 長屋門

国道 181 号線に接する矢田貝邸の長大な外塀の一部を切り取り、配されるのが表門となる長屋門である。この長屋門の建設は数々の建物が残る矢田貝家住宅の中でも古く、先代となる 4 代目当主の顯造氏が出生の頃にはすでに建設されていたとのことで、つまり、明治 38 (1905) 年までには建設されていたことがはっきりしている。

ただし、この長屋門は当初から表門として使われていたわけではなく、創建当初は主屋の東北側寄に現状と比して直交する形で配置されていた。当時は街道から「裏庭」へと通じる位置に存在し、「裏庭門」のような役割を担っていたが、使用されることは稀だったようである。その「裏庭門」が表門となったのは、昭和初年頃の邸内の大改修によるもので、築庭や茶室や待合などの庭園設備の新設も一通り終えた一番最後に現状のように 90° 傾きを換え、曳家されたものだという。その設えもかつてはあくまで裏門であったことから、現在のように表門にふさわしい体裁を備えていたわけではなく、曳家時に相応に手を加え、矢田貝家の表門に相応しい長屋門の体裁を整えている。

現在、うかがうことの出来る長屋門は、木造平家建、桁行 4 間、梁間 1.5 間に黒色の棧瓦葺の切妻屋根が架けられている。中央には邸内側へ観音開きとなる板戸を構え、正面側右脇に潜門を配す。主屋には、近年の後補であろう石畳敷の通路が配され、長屋門から数段下ることを経てのアプローチとなる。

長屋門は、中央の門扉を境に両脇に 1 室ずつを設けている。潜門脇の正面から見て右側の室は、通路の石畳と同じく後補となる整形の飛石を介して、正面側壁面と主屋側に障子引戸の付された開口部を伴った壁面に挟まれる格好で腰掛が備えられている。また、他方の室は、小間中巾の板畳を備えた 2 畳敷の小室で、室境には棧唐戸の引戸、そして小ぶりな式台が置かれている。また、2 カ所の張出部が併せて設けられている。聞き取り調査によれば、この長屋門を勉強部屋としていた時期があるとのことである。

この長屋門の正面側（街路側）は白漆喰塗の大壁に腰部分を簷子下見板張で覆う。左右の塀とも同じ仕上で（ただし、左右の塀は真壁に見せる仕上である）、この外塀は 1994 (平成 6) 年の国道 181 号線の改修が行われた折に、現状のように改修したものだという。その改修に併せて長屋門の外観が整えられたことが察せられる。

なお、現在棧瓦葺の屋根は、元々は主屋と同じく石州瓦に石棟の載せられた構成であったというが、先の土蔵（道具蔵）と同じく 1994 (平成 6) 年に屋根葺替が行われたことに伴う改変であるとのことである。

10) 庭門

主屋の東側、表門となる長屋門との間に「庭門」が現存する。この「庭門」は、先の長屋門と同じ、先代の 4 代目当主である顯造氏出生の頃にはすでに存在しており、竣工年代こそはっきりしていないが、遅くとも氏が生を受けた明治 38 (1905) 年までには設えられていたことがわかっている。この「庭門」は、当初より「表庭」との境を隔てる役を担ってきたことから、特に先の長屋門が「裏庭門」の役割を担っていた時期においては、それに比して「表庭門」の位置づけにであった。

約 4 尺 5 寸巾に観音開きの素木の板戸が設えられ、本柱の両脇に板壁となる控壁を配している。本柱の上には、黒色の棧瓦葺となる切妻屋根が架けられている。「庭門」の形式は、いわゆる本柱 2 本のみで控柱がなく、切妻造、平入の形式である、一般的に棟門に分類されるものである。

この「庭門」は、2000 (平成 12) 年に起きた鳥取県西部地震の被害を被り、屋根の損傷が生じ、2002 (平成 14) 年に主屋と共にその補修が行われている。また、矢田貝家に残る古写真 (写真 2、写真 10) からもうかがえるように、扉部分は後の改変が見られる。おそらく、昭和初年頃に行われた邸内の大改修に伴ってのことだろう。

#### 11) 待合

矢田貝家住宅の邸内、南東側の外塀に密接して待合が設けられている。この待合も先述の「離れ茶室」、「腰掛待合」と共に邸内の大改修の折に、すなわち、昭和初年頃に新設されたものであるという。国道 181 号線に沿って続く長大な矢田貝邸の外塀は鍵折に曲がり、その箇所から 50～60cm ほど高さを加えて、さらに外塀が伸びる。前述の通り、矢田貝邸の邸内は、かつて現在敷地のほぼ中央、社があるくらいまでを庭園の南端とし、塀をまわっていたという。邸内改修の折には、敷地東側にあったというミカン畑を邸内に取り込み、庭園南側のみならず、部分的にも東側にも拡張したというが、現存する外塀の鍵折の箇所がかつての庭園敷地の広さを伝えているように察せられる。

本節で述べる待合は、外塀の鍵折の箇所に隣接して据えられている。背面となる壁面が外塀に密接し、内部壁面の仕上は山吹色の張付壁とおぼしき設えとする。桁行 4.25 間、梁間 1.75 間巾に片流れの鉄板と思われる金属板葺の屋根を架ける。加えて、礎石建とし、床面を石材の芋張とした基壇を備えている。中央に約 1 間巾の開口部を設け、建具は備えられておらず、吹き放ちである。両側の白漆喰塗の真壁の壁面には、竹がそのまま嵌め込まれた大胆とも見られる下地窓が穿かれている。基壇が設けられているためか、どこことなく中国風の印象を受け、いわゆる茶室の待合という感に乏しく、それこそ庭園内の東屋に近い印象を抱かせる設えである。

なお、矢田貝家住宅の長大な外塀は、聞取調査によれば、1994（平成 6）年、接道する国道 181 号線の改修に伴い、併せて修繕を施したものであるという。待合の壁面はこの外塀と密接しているため、損傷を避けるべく細心の注意を払い、裏の外塀をうまく剥がしたという。つまり、待合の壁面には手を加えておらず、当初部材がそのまま維持されている。ただ、当初は外塀の上にせり出しつつ、赤褐色の棧瓦葺となる切妻屋根が架けられていたところに、外塀の改修によって高さを控え、現状のように片流れの銅板葺へと屋根面だけは改変が施されている（図 4、5）。

## 12) 中門

矢田貝家住宅の邸内、主屋に連なった離れ、そして「離れ茶室」と「腰掛待合」に挟まれた位置に、茶庭（露地）の内露地に入入りするための中門が配されている。

半間と少々の間口に観音開きの棧唐戸を備えている。本柱の後方に控柱を配し、本柱の上方には梁を掛け、そこに渡した腕木で屋根を支える、いわゆる腕木門に分類される門形式を採る。屋根裏は門ではごく一般的な垂木を露わにした化粧垂木、葺材をスレート状に葺いた銅板葺の切妻屋根を架け、平入としている。棧唐戸に嵌め込まれた板材は網代であり、茶室へのアプローチを彩る中門としての趣に景を添えている（ただし、網代の破損など目につく点も少なくない）。

この中門もまた、先の諸建物と同様に邸内の大改修の折、すなわち昭和初年頃の新設で、矢田貝家に残る古写真（写真7）によれば、本柱や網代の入った棧唐戸などがほぼ現状と同一であったことが示されている。唯一異なるのが、最も傷みやすい個所のひとつである屋根で、現在は銅板葺であるが、旧状は杉皮葺であったことが確認出来る。いつの時期に葺替が実施されたのかははっきりしていないが、先述の東屋と屋根葺材の葺き方も共通しているように見受けられることから、同一時期に実施されたであろうことが察せられる。

また、中門を中心に左右に伸びる塀は、現在こそは棧瓦状の葺材で葺かれた切妻屋根が載せられる築地塀（証左に欠けるがコンクリート製ではないかと察する）であるが、同じ古写真（写真7）によれば、割竹を平らに並べ、同じく竹の押縁を水平材として付した、いわゆる建仁寺垣であったようである。失われて旧状に改変が加えられてしまったことは、庭景の良さを思うとやや惜しまれる点も少なくない（もちろん、経年変化に伴う、相応の改変はあってしかるべきものであるが）。

### 13) 塀

表門となる長屋門に隣し、また、主屋に直行して外塀までの間を繋ぎ、「表庭」とを隔てている塀が現存している。

木造白漆喰塗の真壁に腰部分を簷子下見板張としている。塀上には、赤色の棧瓦葺の切妻屋根をかぶせており、いわゆる築地塀の形式を採る。

この塀は、主屋の「ミセ」と「オモテ（オクノマ）」の室境あたりから直交に伸び、4間の箇所まで長屋門側に少々角度を変え、約3間を経て外塀に接する。つまり、全体的には「くの字」状になっている。便宜上、本節では主屋に直交する4間分を「主屋側」、「くの字」状に折れた先、3間分を「長屋門側」と呼称する。

先述の庭門は、「主屋側」3間目の箇所に配されており、また、この「主屋側」に限り、主屋より1.5間目ならびに3間目の庭門に隣した、「表庭」側の2カ所に、後補となるコンクリート製の湾曲した棒状の支えが設えられている。

また、「長屋門側」は、「主屋側」に比して、2尺ほど高く設えられており、外塀から1間の箇所に、現在は板材でふさがれ、かつ、長屋門側からでは、簷子下見板張で覆われている開口部が穿かれている。聞取調査によれば、昭和初年の邸内の大改修の折に、築庭に要する石材や植栽を運び入れるために、旧来の庭門では狭隘であるために設け、用いていたものであるという。

同じく聞取によれば、かつて国道181号線に面した敷地東側の一部はミカン畑であり、後に邸内の大改修の時に庭園に採り込んだのだという。つまり、本節で述べる塀も拡張の必要性があったことが確かで、証左に欠けるが、「くの字」に折れる箇所より前、すなわち「主屋側」は、邸内の改修より以前、特に4代目当主の顯造氏の出生時には存在していたというので、遅くとも氏が生を受けた明治38（1905）年までには設えられており、昭和初年頃の邸内の改修時に拡張したのが、本節でいう「長屋門側」とすることが考えられそうである。

所見記入：米子工業高等専門学校 建築学科 助教 藤木竜也

矢田貝家の歴史



写真1 「表庭」(改修前)1907(明治40)年頃



写真2 矢田貝家住宅遠景(改修前) 1900年代半ば頃



写真3 主屋正面 1910~20年代半ば(改修以前)頃



写真4 「表庭」(1次改修後) 1930(昭和5)年4月

矢田貝家の歴史



写真5 「裏庭」(改修後) 1930年代前半頃



写真6 「離れ茶室(観楓庵)」 1939年11月



写真7 中門 1940年11月



写真8 矢田貝家住宅遠景（改修後） 1940年頃

矢田貝家の歴史



写真9 「待合1」 1961年12月



写真10 主屋表側外観 1960年代

表1 矢田貝家住宅 建物改変の系譜

年代	事項
1824(文政7)年	齊一郎氏(初代当主)出生
1854(嘉永7)年	主屋建築
	この間に土蔵(道具蔵)など邸内に各建造物を順次建築
1905(明治38)年	顯造氏(4代目当主)出生。この頃醸造業を廃業
1926(大正15)年	淑朗氏(5代目・現当主)出生
昭和初年頃	邸内の改修を実施
1930(昭和5)年	敷地東側の外塀を解体し、「表庭」を拡張・築庭
1934(昭和9)年	「裏庭」の築庭
1936(昭和11)年	敷地南側の外塀を解体し、「表庭」を拡張・築庭 来客用便所棟を解体し、離れを増築 土蔵(味噌蔵)を現在地に一部解体の上で曳家 「離れ茶室(観楓庵)」を移築 中門、待合2棟、東屋を新築 「裏庭門」を表門として曳家(現在の長屋門)
1935年頃	主屋北東側に「新書齋」増築。
1940年頃	東屋を「表庭」へ移築
1940年代後半	「炭小屋」を解体。米蔵隣に店舗を新築
1960年代	主屋玄関と裏口扉をアルミサッシ化。味噌蔵を壁面補強。
1984(昭和59)年頃	主屋改修(女中部屋を廃し、居住部分に改修)。「下場」解体。
1988(昭和63)年	米蔵・店舗解体。主屋・「離れ茶室」屋根改修。土蔵(道具蔵)増築部サッシ化。主屋のカマドを撤去。
1989(平成元年)	「水車小屋」「木小屋」「大工小屋」解体
1991(平成3)年	土蔵屋根改修・漆喰塗り直し
1994(平成6)年	「隠居屋敷」、土蔵(農器具庫)解体、長屋門屋根葺替。外塀を新設
2000(平成12)年	下水道開通に伴い風呂場・便所改修。 鳥取県西部地震(震度6弱)により、主屋・表庭門屋根損傷、味噌蔵土庇崩壊などの被害
2001(平成13)年	主屋を蕎麦屋として活用する(現在に至る)。主屋縁側をサッシ化
2002(平成14)年	主屋増築部(「新書齋」)・表庭門の屋根改修
2007(平成19)年	主屋土間をコンクリート敷に改修





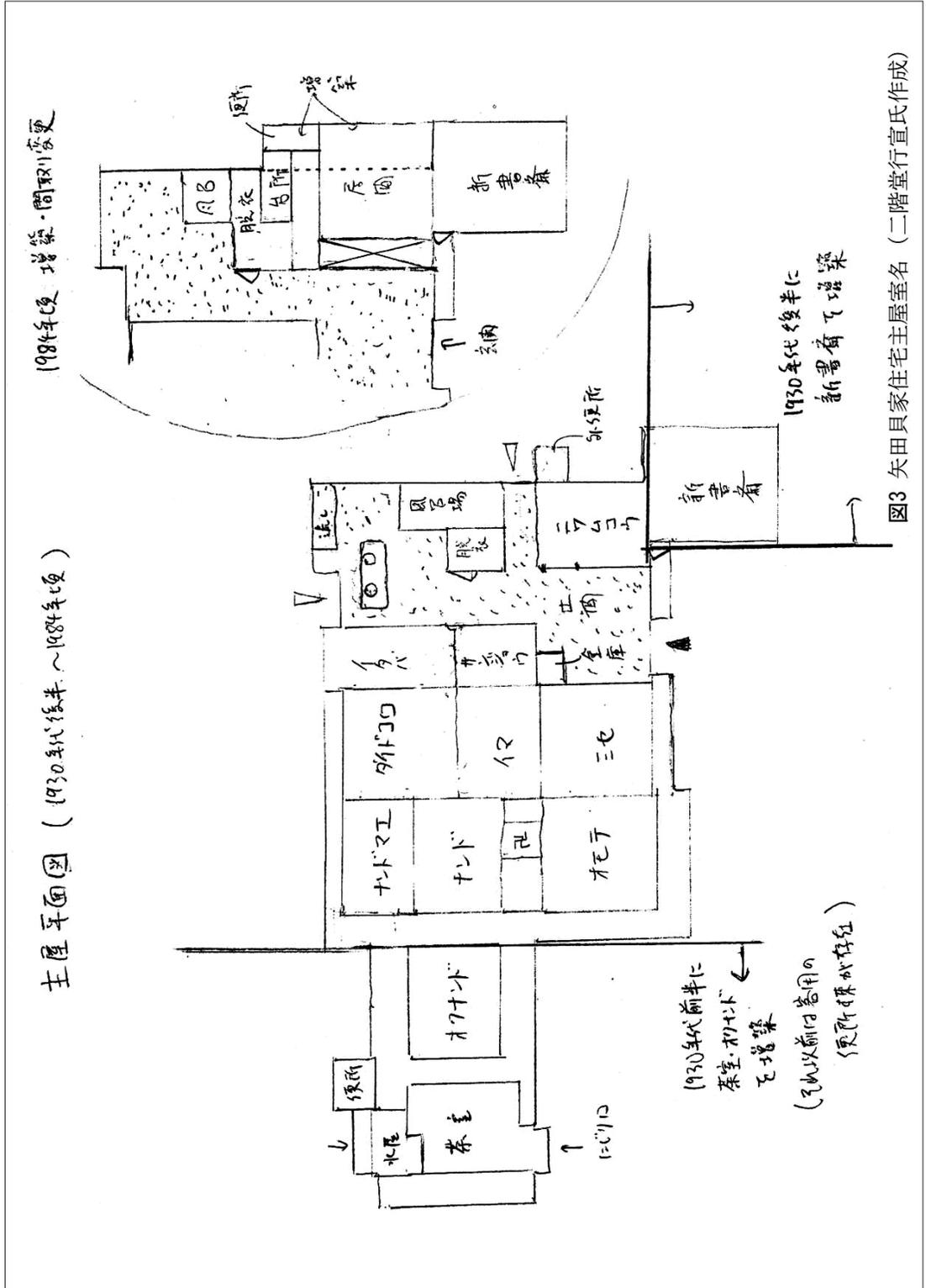


図3 矢田貝家住宅主居室名 (二階堂行宣氏作成)

矢田貝家 外塀正面図 (国道側より)

上：1994年以前

下：現在

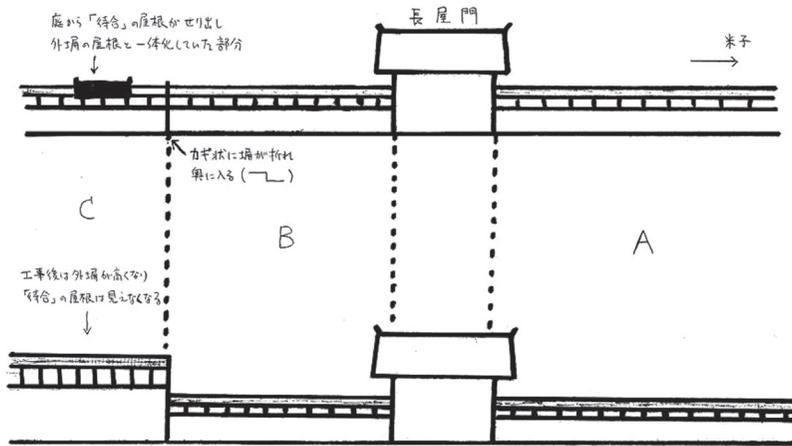


図4 矢田貝家住宅外塀正面図 (二階堂行宣氏作成)

矢田貝家 待合部分断面図

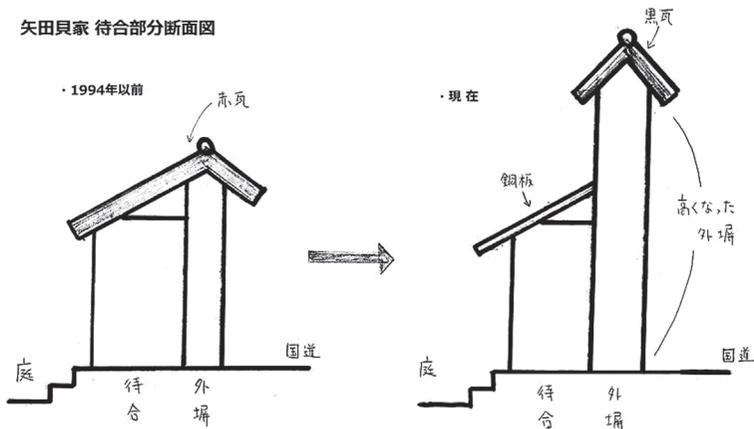


図5 矢田貝住宅「庭園待合」断面図 (二階堂行宣氏作成)

参考資料2 「矢田貝氏庭園説明資料」(鳥取県文化財保護審議会提出資料、2025年2月4日)

やたが いし てい えん  
矢田貝氏庭園 説明資料

- 1 名 称 やたが いし てい えん 矢田貝氏庭園
- 2 員 数 一式(4397.55 m<sup>2</sup>)
- 3 所在の場所 ほうさくしやうのほそみ 西伯郡伯耆町上細見
- 4 所 有 者 個人、伯耆町
- 5 文化財の種別 史跡名勝天然記念物 名勝
- 6 指定基準 次に掲げるもののうち我が県の優れた国土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優雅なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの
  - ① 公園、庭園

7 説 明

〈矢田貝家の沿革〉

矢田貝家は、古くはたたら吹きに関係していたとも言われ、江戸時代初期に出雲地方より伯耆・日野へ移住し、帰農したと伝えられている。その後、江戸時代中期に溝口(現伯耆町)に移り、江戸時代後期に初代・齋一郎氏(一明治 27 年(1894))が、分家して、現在屋敷を構える旧岸本町(現伯耆町)上細見の地に居住したことに始まるという。中規模地主経営を生業とし、屋号を「倉屋」と称した。日清戦争の頃まで醸造業も営んでいたという。4 代目当主である顯造氏(明治 38 年(1905) - 平成 4 年)は旧岸本町の 2 代目となる町長を昭和 42 年から昭和 51 年までの 9 年間に互り務めた。

〈立地と敷地〉

矢田貝家住宅は、北流する日野川の右岸、国道 181 号線に挟まれる広大な敷地にあり、国道に面して長屋門を開け、中央やや東寄りに東面して主屋を建てる。4代顯造氏が昭和初期に、敷地の東辺部南寄りおよび南部を拡張し、併せて主屋の増改築や新築をおこない、現在の屋敷構えが形成された。

主屋は嘉永 7 年(1854)の建築で、瓦葺の切妻造で、四周に下屋を設ける。六間取りの農家型の平面形式で、床の間を設ける主座敷オモテを東南隅に配置する。また、主屋の南に接続して主人の居室であるオクナンドと4畳半台目の茶室を有する離れ(昭和 8~11 年増築)が、その南に露地を挟んで、茶室「観楓庵(かんふうあん)」(昭和 8~11 年に移築)が建つ。主屋の裏手には味噌蔵、土蔵が建つ。かつては、敷地の北辺にも土蔵や隠居屋敷が、また西辺の日野川沿いには大工小屋や水車小屋、離れの裏手に炭小屋があったが現存していない。

〈庭園の構成と意匠〉

庭園は、玄関前の前庭、主屋オモテに面する表庭、離れと観楓庵の間の露地、主屋裏手の裏庭がある。

前庭は、長屋門から主屋玄関まで、あるいは庭門までのアプローチとしての庭である。農家型民家に通常みられる前庭の空間に比べて狭く、広場としての機能は持たない。表庭との間を塀で画して、玄関へ向かう敷石道の中ほどから飛石を打つ。庭門前の左手には矢田貝家の書斎の名である「細澗書堂さいかんしやうどう」と刻された石

標が立つ。

表庭は、庭門から敷地の南辺まで広く展開する。流れが主体となる庭で、主屋オモテから眺める庭としてあるとともに、流れに沿って散策し、待合や東屋に滞留することができる回遊式の庭園でもある。

流れは現在枯れているが、敷地南東部で敷地外より水を引き入れる。細くて浅い草付き護岸の流れを北に通過させたのち、石組護岸の小池を経て、同じく石組護岸の流れを西流させる。その後、離れ(茶室)の床下を暗渠で通過する。その裏手で開渠の水路となって二手に分岐し、一方は土蔵と炭小屋跡の間を西に進んで水車小屋跡に向かい、日野川に抜ける。もう一方は、裏庭の池に入る経路となっている。

庭門から主屋オモテおよび離れ周りに、やや広く平坦地を確保して砂利敷とし、中央に大ぶりの踏分石を配置して、庭門からオモテの縁側、離れの茶室、流れに架かる石橋、沢飛石をつないで飛石を打つ。東辺部では、低い築山を造って高木を植栽し、その手前にはサツキなどの低木を植えるとともに、石標や石灯籠などの石造物、大ぶりの景石を配する。主屋オモテから東を眺めると、庭園の背景となる土塀越しに山並みが望めるが、手前の低木や景石によって、その山の裾が庭園の中にまで及んでいるように感じさせる効果がある。

主屋オモテから眺めて右寄りに、石組護岸の流れとその背後に造られた築山があり、築山の頂部には石を屹立たせ、石塔を置く。この築山が、表庭の北半と南半の空間を画して、主屋オモテからの座観に相応する規模に景色をまとめるとともに、築山の背後から絞り水が谷を伝って巡ってきたように感じられる効果を生んでいる。昭和初期の敷地拡張以前には、築山に現在もある小祠のあたりに東西に区画塀が建っており、かつての境界を活かしながら庭園を再構築したものとみられる。

主屋オモテ前の広場から、築山前の沢飛石を渡って進むと、小池に架かる石橋に至る。石橋はやや反勾配のついた高欄のある石桁橋で、中央に1対の橋脚を立てる。橋掛かりの西側には石標を、東側には巨大な山灯籠を据える。石桁橋を渡ると、左手に待合が見える。待合の前に「臥龍門」と刻された石門が建つ。細流を龍に見立てる趣向であろう。歩みを進めるにつれ、これらの石造物が見え隠れすることで、庭園の奥への期待感が高められている。

石門をくぐると右手に空間が開け、流れを渡って竹林の中の東屋に至る。東屋は風通しの良い作りで、元は茅葺屋根であった。裏庭から移築した(1940年前後か)という。秋里離島『築山庭造伝(後編)』(文政11年(1828))に掲載の「玉川庭園」を思わせる空間構成で、流れ近くに石卓も設けられている。

露地は、離れの茶室と観楓庵の間の矩形の空間に造られ、東に唐門を開けて表庭からの飛石園路につながる。西に腰掛待合を設ける。腰掛待合は、土庇の支柱に面皮付の材が使うなど鄙びた風情を有する。観楓庵の内部は、中央に半間幅の水屋を組み入れ、東に2畳、西に4畳半の茶室を配置する。昭和初年頃に松江で購入したものを移築したといひ、松平不昧ゆかりの「観月庵」に因んで呼ばれた。観楓庵の北に西向きに蹲踞構えを設け、六角形灯籠を添えて背後には背の低い土塀を「く」の字に設ける。

各建物を飛石や延段でつなぐが、待合より北方は丸みを帯びた小振りの石を用いるのに対し、南の観楓庵まわりには、角張った安山岩の割石を用いる。植栽はその名のモミジを主体とし、現状で低木は皆無である。

裏庭は、表庭から水を引いた池庭である。主屋近くから石組護岸の浅い流れを通じて水を導き、池の南から暗渠で排水する。池の中央には中島を造り、北岸と西岸より石橋を架ける。池の北に築山を設けるがかつてはこの西寄りに、現在表庭にある東屋が建っていた。要所に山灯籠や雪見灯籠を配置し、モミジをはじめ

## 矢田貝家の歴史

とする高木と、ツツジ類を植える。この池には200匹を超える多数の鯉を飼育していたという。この裏庭は、古写真より表庭より若干早い、昭和9年には造営が完了していたとみられる。池の護岸などの石組にもいかめしさが無く、表庭が来客のもてなしや観賞のための庭であるとする、裏庭は家族が楽しみ遊ぶ庭であったと考えられる。

### 〈矢田貝家庭園記「細澗書堂記」〉

矢田貝家庭園の造営に関する史料として、矢田貝家所蔵「細澗書堂記」(昭和12年、木崎孝)がある。これによると、矢田貝家当主が偶然手に入れた菅茶山(1748-1827、儒学者)の書に感化され、菅茶山の私塾・廉塾になぞらえて自邸の庭園を設計したという。頼山陽(1780-1832、儒学者)、田能村竹田(1777-1835、文人画家)の研究者である木崎は、「細澗」すなわち細い水流が、書斎の前を通るところなど、廉塾の環境によく似ていると評し、日野川沿いの矢田貝家の立地環境や庭園を、江戸時代後期の文人たちの好んだ環境になぞらえて称えている。また、「夏煎而冬抹各適」とあり、庭園内の各所に配置される茶室や茶亭における季節ごとの茶事の在り方が示唆される。

### 〈本庭園の文化財的価値〉

以上、矢田貝氏庭園は、前身の主屋座敷に伴う座敷庭としての庭園の地割構成を継承しつつ、主屋周りの広い敷地を贅沢に使う文人趣味を豊かに発現させた回遊式庭園で、鳥取県西部における代表的な近代庭園の一つである。また、農家型民家の庭園の近代的展開、茶庭の地方展開の事例として、学術的価値も高い。さらに「細澗書堂記」や古写真に加え、代々当主の日記などの記録類が存在することが明らかで、今後の研究進展が期待される貴重な庭園である。

### 〈その他の文化財と指定範囲〉

矢田貝家住宅のうち、主屋、茶室、腰掛待合、中門、土蔵、長屋門、庭門、離れが国登録有形文化財(建造物)として保護されている。庭園はこれらの建造物や、その他の敷地内にある建造物(ただし、味噌蔵を除く。)、並びに流れや池をつなぐ暗渠・開渠、さらには日野川沿いに敷地を構える立地環境と共に保護されるべきものである。

よって、これらを一体的に保護するため、庭園の後背地を含む、昭和初期頃の矢田貝家住宅の敷地範囲全域を指定範囲とする。

### 【参考文献】

登録有形文化財調査「矢田貝家住宅」  
鳥取県地域社会振興部文化財局『鳥取県庭園調査報告書』2024年

現況写真

1. 前庭（北東から）



2. 表庭、主屋から流れと築山を望む



3. 表庭、石桁橋と小池



4. 表庭の東屋と竹林(北東から)



5. 露地(北東から)



6. 裏庭(東から)



矢田貝氏庭園指定区域図

